

第2編

売 買

## 第2編 売買

### 第1章 略称，一般的解釈および主題

- 第2-101条（略称） 25
- 第2-102条（適用範囲；本編から除外される一定の担保その他の取引） 25
- 第2-103条（定義および定義の索引） 25
- 第2-104条（定義：「商人（merchant）」；「商人間（between merchants）」；「金融機関（financing agency）」） 27
- 第2-105条（定義：移転可能性；「物品（goods）」；「将来（future）」物品；「区分（lot）」；「商業上の単位（commercial unit）」） 27
- 第2-106条（定義：「契約（contract）」；「合意（agreement）」；「売買契約（contract for sale）」；「売買（sale）」；「即時売買（present sale）」；契約に「適合する（conforming）」；「解除（termination）」；「解約（cancellation）」） 28
- 第2-107条（不動産から分離された物品；登記） 29

### 第2章 契約の方式，成立および再調整

- 第2-201条（形式の要件；詐欺防止法） 30
- 第2-202条（最終的文書表現；口頭証拠または外部証拠） 31
- 第2-203条（効果のない捺印） 31
- 第2-204条（契約成立の一般的要件） 31
- 第2-205条（確定的申込み） 31
- 第2-206条（契約締結における申込みと承諾） 32
- 第2-207条（承諾または追認の中の追加条項） 32
- 第2-208条（履行の過程または実務的解釈） 33
- 第2-209条（修正，取消しおよび放棄） 34
- 第2-210条（履行の委任；権利の譲渡） 34

## 第3章 一般的義務および契約の解釈

- 第2-301条 (当事者の一般的義務) 36
- 第2-302条 (非良心的な契約または条文) 36
- 第2-303条 (危険の配分または分割) 36
- 第2-304条 (現金, 物品, 不動産, その他によって支払われる代金) 37
- 第2-305条 (未定価格条項) 37
- 第2-306条 (産出量, 基準量および排他的取引) 38
- 第2-307条 (単一区分または複数区分での引渡し) 38
- 第2-308条 (引渡場所が指定されない場合) 39
- 第2-309条 (特定期限規定がない場合; 解除の通知) 39
- 第2-310条 (弁済時の未決定または信用の時間経過; 留保付きで発送する  
権限) 39
- 第2-311条 (履行に関する選択権および協力) 40
- 第2-312条 (権原の保証および権利侵害に対する保証; 権利侵害に対する  
買主の義務) 40
- 第2-313条 (確認, 約束, 説明, 見本による明示的保証) 41
- 第2-314条 (黙示的保証; 商品性; 取引慣例) 42
- 第2-315条 (黙示的保証; 特定目的のための適合性) 42
- 第2-316条 (保証の排除または修正) 42
- 第2-317条 (明示的または黙示的保証の重複および衝突) 44
- 第2-318条 (明示的または黙示的保証の第三受益者) 44
- 第2-319条 (F.O.B.条項とF.A.S.条項) 45
- 第2-320条 (C.I.F.条項とC.&F.条項) 46
- 第2-321条 (C.I.F.またはC.&F.: 「陸揚時の純重量 (net landed weights); 「到着  
時払い (payment on arrival)」; 到着条件の保証) 47
- 第2-322条 (着船渡し (Ex-Ship)) 47
- 第2-323条 (海外発送に要求される船荷証券の様式; 「海外 (overseas)」) 48
- 第2-324条 (「無到着, 売買不成立 (no arrival, no sale) 条項) 48
- 第2-325条 (「信用状 (letter of credit) 条項; 「確認付信用 (confirmed  
credit)」) 49
- 第2-326条 (承諾条件付売買および売却・返還条件付売買; 委託販売および債権  
者の権利) 49
- 第2-327条 (承諾条件付売買および返還条件付売買の特別付随条件) 50

第2-328条（競売による売買） 50

#### 第4章 権原、債権者および信義誠実な買主

第2-401条（権原の移行；担保のための留保；本条の限定適用） 52  
第2-402条（売主の債権者の売却物品に対する権利） 53  
第2-403条（移転の権限；信義誠実な物品の購入者；「委任（entrusting）」） 54

#### 第5章 履行

第2-501条（物品について付保可能な利権；物品の特定方法） 55  
第2-502条（売主の倒産の時の物品に対する買主の権利） 55  
第2-503条（売主の引渡提供の方法） 56  
第2-504条（売主による発送） 57  
第2-505条（留保を付した売主の発送） 58  
第2-506条（金融機関の権利） 58  
第2-507条（売主の提供の効果；条件付引渡し） 58  
第2-508条（不適切な提供または引渡しの売主による是正；取替え） 59  
第2-509条（契約違反のない場合の損失の危険） 59  
第2-510条（損失の危険に対する違反の効果） 60  
第2-511条（買主による弁済の提供；小切手による弁済） 60  
第2-512条（検査前の買主による弁済） 61  
第2-513条（買主の物品検査権） 61  
第2-514条（受領の場合の証書引渡しの時期；弁済の時期） 62  
第2-515条（係争物品の証拠保全） 62

#### 第6章 違反、履行拒絶および抗弁

第2-601条（不適切な引渡しに対する買主の権利） 63  
第2-602条（正当な拒絶の方法と効果） 63  
第2-603条（正当に拒絶された物品に関する買主である商人の義務） 63  
第2-604条（正当に拒絶された物品の救助（salvage）に関する買主の  
選択権） 64

第2-605条 (具体的に説明しないことによる買主の異議申立権の放棄)	64
第2-606条 (物品の受領の構成要件)	65
第2-607条 (受領取の効果; 違反通知; 受領後の違反の立証責任; 応訴できる者に対する請求権または訴訟の通知)	65
第2-608条 (受領の全体または一部の取消し)	66
第2-609条 (履行の適切な確約を求める権利)	67
第2-610条 (履行期前の履行拒絶)	67
第2-611条 (履行期前の履行拒絶の撤回)	68
第2-612条 (「割賦販売契約 (installment contract)」; 違反)	68
第2-613条 (特定物品に対する偶発事故)	69
第2-614条 (代替的履行)	69
第2-615条 (前提条件が欠けているという抗弁)	70
第2-616条 (免責請求の通知に関する手続)	70

## 第7章 救済方法

第2-701条 (副次的契約の違反に対する救済方法は害されないこと)	72
第2-702条 (買主の倒産を発見した時の売主の救済方法)	72
第2-703条 (売主の一般的救済方法)	72
第2-704条 (違反にもかかわらず、契約に対して物品を特定するか、または未完成の物品を救済 (salvage) する売主の権利)	73
第2-705条 (輸送中またはその他の場合の売主の引渡禁止)	73
第2-706条 (売主による転売 [転売の契約を含む])	74
第2-707条 (「売主の立場にある者 (person in the position of a seller)」)	75
第2-708条 (受領拒絶または契約解除に対する売主の損害賠償請求権)	76
第2-709条 (価格請求訴訟)	76
第2-710条 (売主の付随的損害賠償)	77
第2-711条 (買主の救済方法一般; 受領拒絶された物品に対する買主の担保権)	77
第2-712条 (「代品の入手」; 買主による代替物の調達)	78
第2-713条 (引渡しがないことまたは履行拒絶に対する買主の損害賠償請求権)	78
第2-714条 (受領された物品に関する違反についての買主の損害賠償請求権)	78
第2-715条 (買主の付随的損害賠償および結果的損害賠償)	79

第2-716条 (特定履行を求めるまたは占有を回復する買主の権利)	79
第2-717条 (損害賠償額の価格からの差引き)	80
第2-718条 (損害賠償の清算または制限; 振込み)	80
第2-719条 (救済方法の契約による修正または制限)	81
第2-720条 (予見できる違反による請求権に基づく「解約 (cancellation)」 または「取消し (rescission)」の効果)	81
第2-721条 (詐欺に対する救済方法)	81
第2-722条 (物品への危害に対して第三者を訴えることのできる者)	82
第2-723条 (市場価格の証明; 時間と場所)	82
第2-724条 (市場付け値の〔証拠としての〕許容性)	83
第2-725条 (売買契約の訴追時効)	83

## 第 2 編 売 買

### 第 1 章 略称, 一般的解釈および主題

#### 第2-101条 (略称)

本編は統一商事法典——売買 (Uniform Commercial Code—Sales) として知られ、かつ引用することができる。

〔訳注〕 第 2 編が統一商事法典の中心をなす部分であるが、1906年に統一州法委員会全国会議が作成した Uniform Sales Act を改訂し、近代化したものである。Uniform Sales Act はイギリスの 1893 年物品売買法 (Sale of Goods Act 1893) をモデルとしており、本編にはコモン・ローの一般原則を宣明した規定が多く含まれている。

#### 第2-102条 (適用範囲；本編から除外される一定の担保その他の取引)

文脈から別段の読み方が要求されない限り、本編は物品に関する取引に適用される。特別な条件の付いていない将来の売買契約または即時売買の形式でなされてはいるが、担保取引としての機能を果たすことのみを目的としている取引には、本編は適用されない。また本編は、消費者、農業経営者、その他特定の種類の買主に対する売買を規制する制定法を妨害したり、廃止したりするものではない。

#### 第2-103条 (定義および定義の索引)

- (1) 本編において、文脈から別段の読み方が要求されない限り、
  - (a) 「買主(buyer)」は、物品を買う者または買う契約をする者をいう。
  - (b) 「信義誠実(good faith)」は、商人の場合、事実上正直であり、かつ、取引における合理的な商業上の公正取引基準を遵守することを意味する。
  - (c) 物品の「受領(receipt)」は、その物理的占有を得ることをいう。
  - (d) 「売主(seller)」は、物品を売る者または売る契約をする者をいう。
- (2) 本編に適用のある、あるいは同編の特定の章に適用のあるその他の定義、およびその定義が見られる条文は、以下のとおりである。

- 「受領(acceptance)」 第2-606条
- 「銀行信用(banker's credit)」 第2-325条
- 「商人間(between merchants)」 第2-104条
- 「解約(cancellation)」 第2-106条(4)項
- 「商業上の単位(commercial unit)」 第2-105条(6)
- 「確認付信用(confirmed credit)」 第2-325条
- 「契約に適合する(conforming to contract)」 第2-106条
- 「売買契約(contract for sale)」 第2-106条
- 「代品を入手する(cover)」 第2-712条
- 「委任(entrusting)」 第2-403条
- 「金融機関(financing agency)」 第2-104条
- 「先物物品(future goods)」 第2-105条
- 「物品(goods)」 第2-105条
- 「特定(identification)」 第2-501条
- 「割賦販売契約(installment contract)」 第2-612条
- 「信用状(letter of credit)」 第2-325条
- 「区分(lot)」 第2-105条
- 「商人(merchant)」 第2-104条
- 「海外(overseas)」 第2-323条
- 「売主の立場にいる者(person in position of seller)」 第2-707条
- 「即時売買(present sale)」 第2-106条
- 「売買(sale)」 第2-106条
- 「承諾条件付売買(sale on approval)」 第2-326条
- 「返還条件付売買(sale or return)」 第2-326条
- 「解除(termination)」 第2-106条

(3) 他の編の以下の定義は本編にも適用する。

- 「小切手(check)」 第3-104条
- 「荷受者(consignee)」 第7-102条
- 「委託者(consignor)」 第7-102条
- 「消費者物品(consumer goods)」 第9-102条
- 「不渡り(dishonor)」 第3-502条
- 「為替手形(draft)」 第3-104条

(4) さらに第1編は、本編を通じて適用のある一般的定義および解釈原理を含んで



いる。

[1994年および1999年改正]

第2-104条 (定義: 「商人(merchant)」; 「商人間(between merchants)」;  
「金融機関(financing agency)」)

(1) 「商人(merchant)」は、特定種類の物品を扱うか、またはそれとは別に、取引に関連する慣行もしくは物品に固有の知識もしくは技術をもつ者としてその者の職(occupation)によって外部に知られる者、もしくはその者の職によって知識または技術をもつ者として外部に知られる代理人または仲介人、またはその他の媒介人である者の雇用によって、知識または技術をもつとされる者を意味する。

(2) 「金融機関(financing agency)」は、銀行、金融会社、またはその他、通常の営業の過程で、物品もしくは権原証券に対し前渡金を出す者、もしくは、売主か買主のいずれかとの取決めによって、通常の過程で干渉して売主の為替手形を買い取ったり、またはそれに対し前渡金を出したり、あるいは権原証券がその為替手形に添付されているか否かに関係なく単に取立てのために取得すること等、満期であるか、もしくは売買契約により請求された支払をしたり、または取り立てたりする者を意味する。「金融機関(financing agency)」は、物品に関して売主と買主の立場にいる者(第2-707条)の間で同じように仲介する銀行またはその他の者も含む。

(3) 「商人間(between merchants)」は、両当事者が商人の知識または技術をもって責任を負い得る取引に関連する取引であることを意味する。

第2-105条 (定義: 移転可能性; 「物品(goods)」; 「将来(future)」物品; 「区分(lot)」; 「商業上の単位(commercial unit)」)

(1) 「物品(goods)」は、代金が支払われる金銭以外の、売買契約の対象として特定されたときに動産であったすべての物(特に製造物を含む)、投資証券(第8編)、および動産を意味する。「物品」はまた、動物の未出産子や生長中の収穫物、および不動産から分離される物品に関する条文(第2-107条)に規定される不動産に付着された他の特定物も含む。

(2) 物品は存在していて、物品上の権利が移行する前に特定されなければならない。存在しておらず、かつ特定されていない物品は、「先物(future)」物品である。先物物品またはそれに対する権利の即時売買と意図されたものは、売買契約として機能する。

(3) 存在する、特定された物品上の一部の権利の売買はあり得る。

(4) 代替可能物品の特定集合物に対する未分割の持分は、当該の集合物の数量が確定されていないけれども、販売のためには十分に特定されている。かかる集合物の合意された部分または数、重量、または他の単位により合意されたその数量は、当該集合物に対する売主の権利の限度内で、買主に販売でき、その買主は共有権者となる。

(5) 「区分(lot)」は、別個の売買または引渡しの対象物である1梱包もしくは単一商品を意味し、それが契約の履行に十分であるかどうかにはかわりない。

(6) 「商業上の単位(commercial unit)」は、商業上の慣例により売買の目的のために単一のまとまりとされており、かつ、それを分割すれば実質的に物品の性質、市場価格または使用価値を傷つけるような物品の単位を意味する。商業上の単位は、単一の品物（例えば、1個の機械）、または一組の品物（例えば、家具一式または各種寸法の一揃え）、または一単位量（例えば、1梱、1グロスまたは1貨車）、または使用上もしくは関連市場で単一のまとまりとして扱われている他の単位であり得る。

**第2-106条（定義：「契約(contract)」；「合意(agreement)」；「売買契約(contract for sale)」；「売買(sale)」；「即時売買(present sale)」；契約に「適合する(conforming)」；「解除(termination)」；「解約(cancellation)」**

(1) 本編において、文脈から別段の読み方が要求されない限り、「契約(contract)」および「合意(agreement)」は、現在の物品または将来の物品の売買に関するものだけに限定される。「売買契約(contract for sale)」は、物品の即時売買および将来に物品を売却する契約を含む。「売買(sale)」は、代金と交換に権原が売主から買主へ移行することからなる（第2-401条）。「即時売買(present sale)」は、契約の締結によって完成される売買を意味する。

(2) 物品または履行の一部を含む行動は、それらが契約による債務に従っているものである場合、契約に「適合する(conforming)」または適合している。

(3) 「解除(termination)」は、一方の当事者が、契約違反以外の理由で、合意または法によって創設された権限に従って、当該の契約を終了させる場合に起こる。「解除」の時に、両方の側のまだ未履行の全部の債務が消滅するが、以前の違反または履行に基づく権利は存続する。

(4) 「解約(cancellation)」は、一方の当事者が、相手方による違反に対し契約を終了させる場合に起こり、その効果は、解約する当事者が当該契約全体の違反または

未履行の残額に対する救済方法を保持することを除き、「解除(termination)」の効果と同一である。

### 第2-107条（不動産から分離された物品；登記）

(1) 鉱物等（石油やガスを含む）または不動産から取り除かれる構造もしくは資材の売買契約は、もし売主によってそれらが分離されることになっている場合、本編の範囲内の物品の売買契約であるが、分離されるまでは、その即時売買とされるものは、土地に対する権利の譲渡としては有効ではなく、売買契約としてのみ有効である。

(2) 土地から切り離される栽培中の収穫物または不動産に付着された他の物であって、それに重大な危害を与えずに分離可能であるが、(1)項に定められていないもの、または伐採される樹木の売買のための契約は、たとえ契約締結時に不動産の一部を形成していたとしても、当該対象物が買主によって分離されることになっているか、または売主によって分離されることになっているかにかかわらず、本編にいう物品の売買契約であり、両当事者は、特定により、分離前に即時売買を行うことができる。

(3) 本条の規定は、不動産登記に関係する法律によって規定された第三者の権利に従い、かつ、売買契約は、土地の権利を移転する文書として執行され、かつ、記録され得る。そして、その場合、その売買契約による買主の権利について第三者に通知しなければならない。

[1972年改正]

[訳注] 本条は、第1に、もし売主が一定の物品を不動産から分離する意思表示をしない場合には、第2編の適用がなくなることを規定している。第2に、第9編により担保権の対象となるものを決定するときに重要な意味をもち得る。

## 第2章 契約の方式、成立および再調整

## 第2-201条（形式の要件；詐欺防止法）

(1) 本条に別段の定めがない限り、価格が500ドル以上の物品の売買契約は、売買契約がその当事者間で締結されたことを示すのに十分であって、強制が求められた相手方当事者によるまたはその者が授権した代理人もしくは仲立人による署名がなされた何らかの書面がない場合には、訴訟または抗弁の手段によって強制することはできない。合意された条項を書き落としていたり、不正確に記載していることを理由として、書面が不十分であるとされることはないが、当該の書面に記載された物品の数量を超えて、その契約が本条により強制されることはない。

(2) 商人間では、もし契約を追認する書面であって発信人に対し義務づけるのに十分であるものが受理され、それを受理した当事者がその内容を知るべき理由があるならば、その書面は、当該の当事者に対しては(1)項の要件を満たしている。但し、その内容に対して異議を申し立てる通知書が、それを受理した後10日以内に与えられる場合はその限りではない。

(3) (1)項の要件を満たした契約ではないが、以下の違反の場合には、その他の点で有効であるならば、強制することができる。

- (a) 物品が買主のために特別に製造され、売主の営業の通常過程において他の者に販売するには適しておらず、かつ、売主が解約の通知を受理する前に、当該の物品が買主のためのものであることを合理的に示す状況のもとで、その物品の製造を実質的に開始したか、その資材の購入をしてしまった場合；または、
- (b) もし強制が求められた相手方当事者が、その者の弁論、証言、その他の裁判所の手続において、売買契約がなされたことを認める場合。但し、その契約は、自認された物品の数量を超えて本条文により強制されることはない；または、
- (c) 支払がすでになされていて受領された物品、または受理されてかつ受領された物品に関する場合（第2-606条）。

【訳注】 本条は、イギリスの詐欺防止法 (Statute of Frauds, 29 Car. c.3 [1677]) に由来するものといわれている。いわゆるコモン・ローの重要な一般原則でもあり、UCCにおいても最も重要な規定の1つである。契約の価格が500ドル以上の売買は、一定の書面がなければ裁判所による強制を求めることができないことを規定している。500ドル未満の売買契約については、口頭の契約で十分であるが、その多くは連邦の消費者保護法の対象となり、簡略

な代替的紛争解決方法によって処理されることになると思われる。

### 第2-202条（最終的文書表現；口頭証拠または外部証拠）

両当事者の意思確認の覚書により合意されている条項、および、当該の文書に含まれるものと他の方法によって規定し、両当事者の合意の最終的表現とする意図が書面に書かれた条項は、先行する合意の証拠によって、または同時になされた口頭の合意の証拠によって、否認することはできないが、次の方法で説明し、または補充することはできる。

- (a) 取引交渉の過程または取引の慣例（第1-205条）によってか、または履行の過程（第2-208条）による説明または補充であって；かつ
- (b) 矛盾のない追加条項の証拠によってなされる場合、但し、裁判所が、当該書面を完全で、かつ排他的に、合意の条項を説明した書面として作成することを意図したものと認める場合は、この限りではない。

### 第2-203条（効果のない捺印）

売買契約もしくは物品の買取りまたは売却の申込みを証する書面に捺印を付することは、当該書面を捺印証書にするものではなく、捺印証書に関する法律は、そのような契約や申込みには適用されない。

### 第2-204条（契約成立の一般的要件）

- (1) 物品の売買契約は、その契約の存在を認める両当事者による行為も含め、合意を証明するのに足りる方法によってなされ得る。
- (2) 売買契約を構成するのに足りる合意は、その締結の時が確定できない場合でも、認定され得る。
- (3) もし当事者が契約締結の意思をもっていた場合で、適切な救済方法を与えるため相当明確な基礎がある時は、たとえ1または複数の条項が未確定のまま残されていても、売買契約は不確定性のために不成立とはならない。

### 第2-205条（確定的申込み）

諸条項により相手を拘束しないという保証を与える署名付きの書面の中の物品を購入または販売するという商人による申込みは、記載された期間中、またはもし期間が記載されていないならば合理的な期間中、約因の欠如を理由として取り消すことは

きないが、いかなる場合でも、その取消しできない期間は3ヵ月を超えてはならない；但し、被申込者が用意した様式上のかかる保証条項は、別途、申込者によって署名されなければならない。

### 第2-206条（契約締結における申込みと承諾）

(1) 明瞭に別段のことが文言または諸情況によって示されている場合を除き、

(a) 契約締結の申込みは、その諸情況のもとで合理的ないかなる方法によってであれ、またいかなる手段によってであれ、承諾を勧誘しているものと解釈されなければならない、

(b) 迅速もしくは即座の発送を求めた物品の注文またはその他の物品購入申込みは、発送するという迅速な約束によってか、または適合するもしくは適合しない物品の迅速もしくは即座の発送による承諾を勧誘しているものと解釈されなければならないが、売主が買主に対して、その発送が買主への融通のためのみの申込みであることを適時に通知した場合には、適合しない物品の当該の発送は、承諾とはならない。

(2) 要求された履行の開始が合理的な承諾の態様である場合、合理的な期間内に承諾の通知を受けなかった申込者は、承諾前に当該の申込みは失効したものと扱うことができる。

【訳注】 UCCは、契約の成立について「申込み (offer)」および「承諾 (acceptance)」の合致というコモン・ローの要件を採用してはいるが、アメリカの古い判例には、「電報による申込みにたいして電報による承諾が必要」などの技術的なルールを付け加えたものがあり、この規定はそれらを一扫してコモン・ローの原則を再確認した。

### 第2-207条（承諾または追認の中の追加条項）

(1) 明瞭かつ時宜にかなった承諾の表現または合理的期間内に送付された追認は、たとえその書面に申込みまたは合意された条項に追加する条項、またはそれと異なる条項が記載されていても、承諾として効力を有する。但し、その追加的または異なる条項に同意が得られることが条件であると明記して承諾がなされた場合は、この限りでない。

(2) 追加条項は、当該契約に追加することを提案したものととして解釈されるものとする。商人間では、かかる条項は、以下の場合を除き、契約の一部となる、

(a) 申込みがその申込みの条項の承諾を明示的に制限している場合、

(b) その諸条項が申込みを実質的に変えるものである場合、または

(c) その諸条項に対する異議の通知がすでになされているか、または諸条項の通知が受理された後合理的期間内になされる場合。

(3) 契約の存在を承認する両当事者の行為は、両当事者の書面だけではその契約の存在を立証できなくても、売買契約を立証するのに十分足りる。その場合、個々の契約の諸条項は、両当事者が合意した書面に表れた諸条項に、本法の他の規定により併合される補足的諸条項を合わせたものからなる。

[訳注] 本条は、実務上、しばしば訴訟で解釈が争われる重要な規定である。オフィシャル・コメント1は、第1に、合意が成立した後に、書面でそれを確認する段階でその書面の中に合意の範囲に含まれない条項が発見される場合を想定していると述べている。通常は、買主および売主がそれぞれ送付した定型様式の書面の間にある齟齬が問題になることから「様式のバトル」と呼ばれる。しかし、例えば、CD-ROMを購入してコンピュータで使い始めるときにその包装用の箱（またはそのCD-ROMのプログラム）の中に「仲裁による紛争処理」に関する強制規定が含まれていたり、移動式簡易住宅の購入契約を締結したところ、送られてきた商品に添付されてきた書面に免責条項や仲裁条項が含まれていたりする場合でも、問題とされうる。Hill v. Gateway 2000, Inc., 105 F.3d 1147 (7th Cir. 1997) (CD-ROM); Cunningham v. Fleetwood Homes of Georgia, Inc., 253 F.3d 611 (11th Cir. 2001) (移動式簡易住宅)。ただし、これらの事例は、むしろ「保証」と関連して争われるのが普通である。オフィシャル・コメント1は、さらに第2の想定事例として、契約とは別途に電報などにより「火曜日までには発送せよ」「大至急」「貨物証券の検査に対してship draftが認められる」などの条件が追加された場合があると説明している。

### 第2-208条（履行の過程または実務的解釈）

(1) もし売買契約が、履行の性質を知っている一方当事者が履行を繰り返し行うことになっており、かつ相手方当事者がそれに対し異議を申し立てる機会を認めるようなものである場合には、履行の過程が受け入れられたことまたは異議なく黙認されたことは、合意の意味を決定するのに関連性をもつ。

(2) 合意の明示条項およびその履行の過程は、取引交渉の過程および取引の慣例と同様に、合理的である限り、相互に矛盾がないように解釈されなければならない。但し、その解釈が合理的でない場合には、明示的文言は履行の過程より勝り、履行の過程は取引交渉の過程と取引の慣例の両方より勝る（第1-205条）。

(3) 修正および放棄に関する次条の規定に従い、その履行の過程は、その履行の過

程と矛盾する条項の放棄または修正を示すのに関連性をもつ。

### 第2-209条（修正、取消しおよび放棄）

(1) 本編の範囲内に含まれる契約の修正は、拘束力のあるものにするのに約因を必要としない。

(2) 署名付書面による場合を除き、修正または取消しを禁止する署名付合意は、それ以外の方法で修正されたり、取り消され得ない。しかし、商人間の場合を除き、商人によって渡された様式に記載されたその要件は、相手方当事者により別個に署名がなされなければならない。

(3) 本編の詐欺防止法の条文（第2-201条）の諸要件は、もし修正された契約がその規定の適用範囲に含まれる場合、満たされなければならない。

(4) 修正または取消しの試みは、(2)項または(3)項の諸要件を満たすものではないが、それは権利放棄として働き得る。

(5) 契約の未履行の部分に影響を及ぼす権利放棄をした当事者は、放棄された条項について厳格な履行が要求される旨の合理的な通知を相手方当事者に受理させることにより、当該の放棄を取り消すことができるが、その取消しが、当該取消しに対する信頼により立場の重大な変化が起きたことに鑑みて、不公正であると思われる場合はこの限りではない。

### 第2-210条（履行の委任；権利の譲渡）

(1) 別段の合意があるか、あるいは本来の約束者に契約によって要求される行為を履行させるかまたは支配させることに相手方当事者が実質的利害をもつ場合を除き、当事者はその者の義務を代理人を通じて履行させることができる。履行の委任は、委任する当事者に対し履行義務または違反に対する責任を免除するものではない。

(2) 第9-406条に別段のことが規定される場合を除き、別段の合意がない限り、売主または買主のいずれかの全権利が、その譲渡が相手方当事者の義務を実質的に変えるか、もしくはその者の契約によりその者に課せられた負担または危険を実質的に増大させるか、あるいは反対履行を得る機会を実質的に失うことになる場合でなければ、譲渡され得る。全体の契約の違反に対する損害賠償を求める権利または譲渡人の全体の債務の適正な履行から生じる権利は、別段の合意にもかかわらず、譲渡され得る。

(3) 契約による売主の利権に対する担保権の創設、付着、完全化、または強制は、買主の義務を実質的に変えるか、もしくは買主に課せられる負担または危険を実質的



に増大させる移転ではないし、あるいは(2)項の範囲内で反対履行を得る機会を実質的に失わせる移転でもない。但し、強制の結果、實際上、売主の実質的な履行の委任ということになる場合には、その限度でそのような移転となる。この場合であっても、担保権の創設、付着、完全化、または強制は有効であるが、(i) 売主は、買主に対して、損害が買主によって合理的に防止され得なかった限度で、委任によって生じた損害を賠償する責任を負い、かつ、(ii) 管轄権をもつ裁判所は、売買契約の解約もしくは担保権の強制または強制の貫徹に対する差止命令を含め、その他の適切な救済を与えることができる。

(4) 情況が反対のことを示していない限り、「当該契約(the contract)」の譲渡禁止は、譲渡人がその履行を譲受人に委任することだけを禁止するものと解釈される。

(5) 「当該契約(the contract)」または「当該契約による自分の全権利(all my rights under the contract)」の譲渡もしくは同様の一般条項による譲渡は、権利の譲渡であり、かつ、その文言または情況(担保のための譲渡におけるそれ)が反対のことを示していない限り、それは譲渡人の義務の履行の委任であり、譲受人によるその受領は、当該の義務を履行するその者による約束となる。この約束は、譲渡人または元の契約の相手方当事者のいずれによっても強制され得る。

(6) 他の当事者は、履行を委任する譲渡を、不安(insecurity)の合理的理由を生むものとして扱うことができ、かつ、譲渡人に対する自己の権利を失うことなく、譲受人からの確約(第2-609条)を要求することができる。

[1999年改正]

[訳注] 本条(2)項の「第9-406条に別段のことが規定される場合を除き、」という文言および(3)項の規定は、2001年改正によって追加された規定である。

## 第3章 一般的義務および契約の解釈

## 第2-301条（当事者の一般的義務）

売主の義務は移転し、引き渡すことであり、買主の義務は受領し、契約に従って支払をすることである。

## 第2-302条（非良心的な契約または条文）

(1) 法律の問題として、裁判所が、契約または契約の条項が契約締結の時点で非良心的なものであったと認めるときは、当該の契約を強制することを拒否するか、あるいは、非良心的な条項を除いた当該契約の残りの部分を強制するか、または非良心的な結果を避けるように、非良心的な条項の適用を制限することができる。

(2) 契約または契約の条項が非良心的であると主張されたとき、または裁判所がそうであると料するとき、両当事者は、裁判所がその決定を下すのに役立つ、当該契約の取引上の背景、目的および効果に関する証拠を提出する合理的な機会を与えられるものとする。

[訳注] 本条はエクイティの法理を規定したものであるが、「非良心性 (unconscionability)」の概念は明確ではない。本条はoppressionおよびunfair surpriseを防止することを目的とするものである。オフィシャル・コメントは、このことを説明するために、Campbell Soup Co. v. Wentz, 172 F.2d 80 (3d Cir. 1948); Kansas City Wholesale Grocery Co. v. Weber Packing Corporation, 93 Utah 414, 73 P.2d 1272 (1937); Hardy v. General Motors Acceptance Corporation, 38 Ga.App. 463, 144 S.E. 327 (1928); Andrews Bros. v. Singer & Co., [1934] 1 K.B. 17 (CA); New Prague Flouring Mill Co. v. G.A. Spears, 194 Iowa 417, 189 N.W. 815 (1922); Kansas Flour Mills Co. v. Dirks, 100 Kan. 376, 164 P. 273 (1917); Green v. Arcos, Ltd., 47 T.L.R. 336 (1931) (CA); Meyer v. Packard Cleveland Motor Co., 106 Ohio St. 328, 140 N.E. 118 (1922); Austin Co. v. J.H. Tillman Co., 104 Or. 541, 209 P.131 (1922); Bekkevold v. Potts, 173 Minn. 87, 216 N.W. 790 (1927); Robert A. Munroe & Co. v. Meyer, [1930] 2 K.B. 312を分析・検討している。

## 第2-303条（危険の配分または分割）

本編が「別段の合意がない限り」当事者間で危険または負担を配分する場合には、

その合意は、ただ単に配分を変え得るというだけでなく、その危険または負担を分割することもできる。

### 第2-304条（現金、物品、不動産、その他によって支払われる代金）

(1) 代金は、現金によってか、その他の方法で支払われ得る。その代金が物品の全体または一部について支払われる場合、各当事者は、その者が移転する物品の売主である。

(2) たとえ代金の全部または一部が不動産上の権利に対して支払われる場合であっても、物品の譲渡人およびそれに関連する売主の債務は、本編に従うものであるが、不動産上の権利の移転またはそれに関連する譲渡人の債務はそうでない。

### 第2-305条（未定価格条項）

(1) たとえ価格が決められていない場合でも、両当事者が売買契約を締結することを意図するならば、そのような契約を締結することができる。その場合には、その価格は、

(a) 価格について何も言及されていない場合、または

(b) 価格は当事者によって合意されることになっていて、当事者が合意しない場合、または

(c) 価格が、一定の合意された市場もしくは第三者または機関によって設定されたかまたは記録された他の基準によって確定されることになっていて、そのように設定または記録のない場合、

引渡時の合理的な価格である。

(2) 売主によって、または買主によって、確定される価格は、その者が信義誠実に確定する価格を意味する。

(3) 当事者の合意による以外の方法で確定されることになっている価格が、一方当事者の帰責事由(fault)によって確定されない場合、他の当事者は、その選択により、当該契約を解除されたものとして扱うか、あるいは自分自身で合理的な価格を確定することができる。

(4) しかし、当該の価格が確定されるか、合意されるのでなければ、当事者は拘束されないという意思であり、かつ、それが確定されないか、合意されない場合は、契約は存在しない。その場合、買主は、すでに受理した物品を返還するか、あるいは、

もしそうすることができないときは、引渡時におけるその合理的価格を支払わなければならない。かつ、売主は、口座に支払われた価格の部分を返還しなければならない。

### 第2-306条（産出量、基準量および排他的取引）

(1) 売主の産出量または買主の要求によって数量を算定する条項は、信義誠実に起こる現実の産出量または基準量を意味するが、記載された見積りに、または記載された見積りがない場合、通常の産出量または基準量と同じかもしくはそれに比較的近いものに、不合理に不釣合いである数量が提供される場合または要求される場合は、この限りでない。

(2) 問題の種類の商品の排他的取引のための売主または買主のいずれかによる適法な合意は、別段の合意がない限り、当該の商品を供給するよう売主に最善の努力をする義務を課し、かつ、買主はその販売を促進するよう最善の努力をする義務を課する。

【訳注】 売主が、生産する物品を一括して買主に排他的に売却する契約、および買主が要求する数量だけ売主が生産して売却するという排他的契約について規定した条項である。売主および買主は、それぞれ信義誠実義務を負われる。

### 第2-307条（単一区分または複数区分での引渡し）

別段の合意がない限り、売買契約により必要とされる全部の商品は、一回の引渡しにより提供されなければならない。弁済はその提供がなされたときのみ義務となるが、一方当事者に複数の区分による引渡しをする権利またはそれを要求する権利を与える状況がある場合、その代金は、もし分割することが可能ならば、各区分ごとに要求されてもよい。

【訳注】 *Kelly Construction Co. v. Hackensack Brick Co.*, 91 N.J.L. 585, 103 A. 417 (1918)では、建設会社が中学校の建設に必要なレンガを注文したところ、被告レンガ会社は、注文された数量の一部のレンガを送付した後、その代金の弁済を請求したが、弁済がないため残りのレンガの送付を拒絶した。弁済期について事前に当事者間で話し合われていなかったためにこのような事件が起こったのであるが、裁判所は、注文の数量のレンガは単一区分 (single lot) であり、全体が一括して引き渡されなければならないと判決した。しかし、*Lynn M. Ranger, Inc. v. Gildersleeve*, 106 Conn. 372, 138 A. 142 (1927)では、石炭の採掘場から次々と貨車に石炭がのせられ、注文ごとに貨車を振り当てる形で取引が行われていた場合に、「10貨車」という注文に対し「2貨車」しか振り当てられなかったとしても、注文者はその受領を拒絶できないと判示された。本条は、このような事例に関係する法理を明確にしたものである。

**第2-308条（引渡場所が指定されない場合）**

別段の合意がない限り、

- (a) 物品の引渡場所は、売主の営業所、または、もし売主が営業所をもたないならば、その者の居所；しかし
- (b) 契約時に当事者が一定の別の場所にそれがあることを知っている特定物の売買契約については、その場所が引渡し場所であり；そして
- (c) 権原証書は、慣習的な銀行経路を通じて引き渡されてもよい。

**第2-309条（特定期限規定がない場合；解除の通知）**

(1) 発送または引渡しもしくは契約によるその他の行為の時は、本編に規定されているかまたは合意されているのでなければ、合理的な時とする。

(2) 契約が継続的履行を規定しているが、有効期間が不確定である場合、その契約は合理的期間のあいだ有効であるが、別段の合意がない限り、いずれの当事者によっても、何時でも解除され得る。

(3) 一方当事者による契約解除は、合意された出来事が起こった場合を除き、相手方当事者により合理的な通知が受領されることを必要とし、かつ、通知を免除する合意は、その効果が非良心的であると思われるならば、無効である。

**第2-310条（弁済時の未決定または信用の時間経過；留保付きで発送する権限）**

別段の合意がない限り、

- (a) たとえ発送の場所が引渡し場所となっても、買主が物品を受領するはずの時および場所で弁済の義務が生じる；そして
- (b) もし売主が物品を発送する権限を与えられている場合、売主は留保を付して発送することができ、かつ、権原証書を提供することができるが、買主は、物品の検査が契約条項と抵触するのでなければ、弁済の義務が生じる前に、物品の到着後にそれを検査することができる（第2-513条）；そして
- (c) もし引渡し権限が与えられていて、(b)項による以外の方法で権原証書によって引渡しが行なわれる場合、当該物品が受領されるべき場所に関係なく、買主が当該証書を受領した時に、その場所で弁済の義務が生じる；そして
- (d) 売主が信用で物品の発送を要求されるか、またはその権限を与えられる場合、

その信用期間は発送の時にはじまるが、前日付の送り状またはその配達遅延は、信用期間の開始日をそれに依りて遅らせる。

### 第2-311条（履行に関する選択権および協力）

(1) その他の点では契約であることが十分に明瞭である売買の合意（第2-204条(3)項）は、当事者の一方が履行の詳細を特定することを許しているという事実によって、無効とはされない。そのような特定は、信義誠実に、かつ、商業上の合理性によって確立された限度内で、なされなければならない。

(2) 別段の合意がない限り、物品の仕訳に関する特定は、買主の選択権であり、また、第2-319条(1)項(c)および(3)項に別段の定めがある場合を除き、発送に関する特定または取決めは、売主の選択権である。

(3) その特定が他の当事者の履行に重大な影響を与えると思われるが、時宜にかなってなされない場合、または一方当事者の協力が他方当事者の合意された履行に必要とされるが、時宜にかなった協力がなされない場合、他方当事者は、他のすべての救済方法に加えて、

(a) 自分自身の履行に対し結果として生じる遅延について免責され、かつ

(b) 何らかの合理的な方法で履行を進めるか、または自分自身の履行の重要な部分のための期間が経過した後、特定しないことまたは協力しないことを、当該物品の引渡しをしないことまたは受領しないことによる違反として扱うこともできる。

### 第2-312条（権原の保証および権利侵害に対する保証；権利侵害に対する買主の義務）

(1) (2)項に従って、売買契約には次のような売主による保証が存在する。

(a) 渡された権原は良好なものであり、その移転は正当なものであること；および

(b) 当該の物品は、担保権または買主が締約締結時に知らなかった他の先取特権もしくは負担なしに引き渡されること。

(2) 具体的な文言によってか、あるいは売却する者は自分自身が権原をもつと主張していないこと、または売却する者は自分自身もしくは第三者が持っている権利または権原のみを売ろうとしていることを買主が知るべき状況によってのみ、(1)項による保証は排除または修正される。

(3) 別段の合意がない限り、当該の種類の物品を常時扱っている商人である売主は、権利侵害等による第三者の正当な請求を受けることなく、その物品が引き渡されることを保証するが、売主に見本を渡す買主は、その見本に売主が従うことから生じる同様の請求を受けることのないよう、売主を危害から守らなければならない。

[訳注] *Jeanneret v. Vichey*, 693 F.2d 259 (1982) は、この規定の適用を説明した指導的判例である。この事件では、原告スイス人がアメリカの画商からマチスの絵を買い取ったところ、後に買主は、それがイタリアで盗まれ、違法な方法でアメリカへ移送されたものであることを知った。しかし、スイス法には盗品の芸術品売買を禁止する法律があり、売主に対し本条違反を訴えた。この事例では、売主もまた盗品であることを知らなかった。

### 第2-313条（確認、約束、説明、見本による明示的保証）

(1) 以下の場合には売主による明示的保証が生じる。

- (a) 売主が買主に対してなした事実の確認または約束であって、物品に関係があり、その交渉の基礎の一部となるものは、当該の物品がその確認または約束に適合するものであることの明示的保証を生む。
- (b) 交渉の基礎の一部とされた物品の説明は、当該の物品がその説明に適合するものであることの明示的保証を生む。
- (c) 交渉の基礎の一部とされた見本またはモデルは、当該の物品の全体がその見本またはモデルに適合するものであることの明示的保証を生む。

(2) 明示的保証を生むためには、売主が「保証 (warranty)」または「支払保証 (guarantee)」等の正式の用語を用いているか、あるいは売主が保証をする具体的意思をもつことは必要ではないが、当該の物品の価値の単なる確認または当該の物品についての売主の単なる意見もしくは推奨であるにすぎないと意図された言動は保証を生まない。

[訳注] この規定は、消費者取引において重要な意義をもっている。オフィシャル・コメント 3 は、取引の過程で消費者が確認を求め、売主が確約をすれば「明示的保証」が存在すると説明しているが、「信頼 (reliance)」利益を保護することが目的となっているのではない。セールストーク（セールスマンの意見表示ないし puffing）がしばしば問題になるが、契約意思を形成するのに直接根拠となった「言葉」のみが「明示的保証」となる。相互の錯誤 (mutual mistake) の場合には、コモン・ローの一般原則によって処理される。UCC § 1-103 参照。

**第2-314条（黙示的保証：商品性；取引慣例）**

(1) 排除または修正されない限り（第2-316条），物品が商品性を有することの保証は，もし売主が当該の種類の物品に関する商人である場合，その売買契約の中に黙示的に含まれる。家屋内においてまたはその他の場所で消費される食品または飲料水を有償で提供することは，本条による売買である。

(2) 商品性を有する物品は，少なくとも以下のようなものでなければならない。

(a) 契約の種類による取引において異議なく合格するもの；そして

(b) 代替可能物品の場合，その種類の範囲内の公正な平均的質のもの；そして

(c) 当該の物品が使用される通常の目的に適合するもの；そして

(d) 当該の合意によって許容される偏差値内で，各単位ごとに，かつ全体の関連単位の中で安定した種類，品質，容量を維持しているもの；そして

(e) 合意で要求されるように，適切に入れられ，包装され，かつ，ラベル表示されているもの；そして

(f) もし容器またはラベルが使われている場合には，その上になされた事実の約束または確約に適合するもの。

(3) 排除または修正されない限り（第2-316条），その他の黙示的保証が，交渉の過程または取引の慣例から生じる。

【訳注】 本条および次の § 2-315条は，コモン・ローの一般原則を明定したものであるが，(1)項が例外として言及している § 2-316による「黙示的保証 (implied warranty)」の制限が，多くの事例で問題となる。コモン・ローの一般原則については，田島裕『イギリス法入門』（信山社，2001年）第3章参照。

**第2-315条（黙示的保証；特定目的のための適合性）**

売主が，契約締結時に，物品が必要とされる特定目的および買主が適切な物品を選ばないし備え付ける売主の技術または判断に頼っていることを知っているはずである場合には，次条により排除または修正されない限り，物品が当該の目的に適合することの黙示的保証が存在する。

**第2-316条（保証の排除または修正）**

(1) 明示的保証を生むことに関連する話または行為，および保証を否認もしくは制



限するような話または行為は、相互に齟齬がないと解釈するのが合理的である場合には、そのように解釈しなければならない。しかし、口頭証拠または外部証拠に関する本編の規定（第2-202条）に従い、否認または制限は、その解釈が不合理である限度において、効力をもたない。

(2) (3)項の規定に従って、商品性の黙示的保証またはその一部を排除または修正するためには、商品性という文言が使われなければならない。また、書面の場合には、顕著でなければならない。そして、適合性の黙示的保証を排除または修正するために、当該の排除は書面によってなされなければならない。かつ顕著なものでなければならない。適合性の黙示的保証を全部排除する文言は、例えば、「文面に記述されたことを越えていかなる保証もない」と記載されていれば足りる。

(3) (2)項の規定にもかかわらず、

(a) 情況が別のことを示していない限り、「有りのままで(as is)」、「全部の損傷を含めて(with all faults)」等の表現によって、もしくは、保証が排除されていることに買主の注意を喚起するものと一般に理解でき、かつ黙示的保証が存在しないということを明確にするその他の文言によって、全部の黙示的保証が排除される。そして、

(b) 買主が契約を締結する前にその物品、見本またはモデルを本人の好きなだけ十分に検査したか、またはその物品を検査することを拒絶した場合には、その情況のもとで買主が検査をすれば発見されたはずであると思われる欠陥に関して、いかなる黙示的保証も存在しない。そして、

(c) 取引交渉の過程、または履行の過程、または取引の慣例によっては、黙示的保証は排除され得ないし、また修正されることもない。

(4) 保証の違反に対する救済方法は、本編の清算または損害賠償の制限に関する規定および救済方法の契約による変更に関する規定（第2-718条および第2-719条）に従って制限され得る。

【訳注】 本条は製造物責任の制限のためにしばしば利用される。前掲注5202(13)で引用した *Cunningham v. Fleetwood Homes of Georgia, Inc.*, 253 F.3d 611 (11th Cir. 2001)では、注文の移動式簡易住宅が配達されたときに、それに添付されて説明書に「責任制限」条項が含まれており、本条の適用が問題になった。これと類似の事件は非常に数多くあるが、今日では、「契約法が死亡した」といわれるほど、通常不法行為法の製造物責任の理論によって処理され、本条が適用されるのは少なくなっている。また、本条に関わる消費者取引には、連邦の消費者保護法が適用される。消費者製造物保証法 (Magnuson-Moss Warranty Act,

15 U.S.C. § 2301-2312) は、書面に「保証書」という表題をつけて責任制限を規定した場合、この法律で認められる限度で制限が有効とされるので、これに従う取引が行われるのが普通である。

### 第2-317条（明示的または黙示的保証の重複および衝突）

保証は、明示的なものであれ黙示的なものであれ、相互に抵触のないもので、かつ重複するものと解釈されなければならないが、もしその解釈が合理的でない場合には、どちらの保証が優先的なものかは当事者の意思によって決定する。この意思を決定するときに次の原則が適用される。

- (a) 正確または技術的な明細書は、それと矛盾する見本またはモデル、または一般的な文言による記述に取って代わる。
- (b) 大量のものの中から抜き取った見本は、それと矛盾する一般的な文言による説明に取って代わる。
- (c) 明示的保証は、特定目的への適合性の黙示的保証以外のそれと矛盾する黙示的保証に取って代わる。

### 第2-318条（明示的または黙示的保証の第三受益者）

〔注記：もし合衆国連邦議会が本法を導入する場合には、本条は省略されるべきである。（諸州は次の1つを選択する）〕

〔A案〕 明示的であれ黙示的であれ、売主の保証は、その買主の家族または世帯中にいる自然人、または、もし家庭へ招かれた者が当該の物品を使用する、消費するまたはそれによって影響され得ると合理的に期待できる場合には、そのように招かれた者であって、当該の保証の違反によって身体に傷害を負った自然人にも及ぶ。

〔B案〕 明示的であれ黙示的であれ、売主の保証は、当該の物品を使用する、消費するまたはそれによって影響され得ると合理的に期待できる自然人にも及ぶ。売主は本条の効果を排除したり、制限してはならない。

〔C案〕 明示的であれ黙示的であれ、売主の保証は、当該の物品を使用する、消費するまたはそれによって影響され得ると合理的に期待できる自然人に対し及ぶ。売主は、当該の保証が及ぶ個人の身体への傷害に関して、本条の効果を排除したり、制限してはならない。

[1966年改正]

[訳法] 1965年に有名なリステートメント(第二版)不法行為が公刊され、その§ 402A(製造物責任)の法理を採用させたいという編纂者の希望がこの規定の提案に盛り込まれている。

## 第2-319条 (F.O.B.条項とF.A.S.条項)

(1) 別段の合意がない限り、F.O.B. 指定場所(「船積み後自由(free on board)」を意味する)、という用語は、記載価格と関連してのみ使われていても、以下の条件による引渡条項である。

(a) 用語がF.O.B.発送場所であるときは、売主は、その場所で本編に規定する方法(第2-504条)で物品を発送し、それを運送業者の占有に引き渡す費用と危険を負担しなければならない;または

(b) 用語がF.O.B.到着場所であるときは、売主は、自己の費用と危険において、当該物品をその場所に輸送し、かつ、その場所で本編に規定される方法(第2-503条)で引渡しの提供をしなければならない。

(c) (a)号または(b)号により、条件がF.O.B. 船舶、自動車その他の車名でもあるときは、売主はさらに、自己の費用と危険において、当該物品を荷積みしなければならない。もし条件がF.O.B. 船舶名であるならば、買主はその船舶名を指定しなければならず、かつ、適切な場合には、売主は、船荷証券に関する本編の規定(第2-323条)を遵守しなければならない。

(2) 別段の合意がない限り、F.A.S. 船舶指定港(「船側で自由(free alongside)」を意味する)という用語は、記載代金と関連してのみ使われていても、売主が以下のことをしなければならない、という引渡条項である。

(a) 自己の費用と危険において、売主は、当該の港において通常である方法によって、または買主によって指定され、かつ、準備された埠頭で、当該の物品を引き渡すこと;そして

(b) 運送業者が貨物証券を発行する義務を負っている物品と交換に受領書を取得し、かつ、提供すること。

(3) (1)項(a)号または(c)号もしくは(2)項に該当するとき、別段の合意がない限り、買主は、F.A.S.またはF.O.B.である場合には、船舶の積荷埠頭、また、適切な場合には、その船舶名と出航日を含め、引渡しをなすために必要な時宜に合った指示を与えなければならない。売主は、必要な指図の欠如を、本編により協力しないこと(第2-

311条)として扱うことができる。売主はまた、その選択により、引渡しまたは発送の準備に合理的な方法で当該物品を移動することができる。

(4) F.O.B. 船名または F.A.S. 条項により、別段の合意がなければ、買主は、要求された証書の提供に対し弁済をしなければならず、また、売主は、当該の証書に代えて物品の引渡しを提供してはならないし、買主もそれを要求してはならない。

#### 第2-320条 (C.I.F.条項とC.& F.条項)

(1) C.I.F. という用語は、価格にはその総額中に物品の費用および指定地までの保険ならびに運送料が含まれていることを意味する。C.& F. または C.F. という用語は、価格がその費用および指定地までの運送料を含んでいることを意味する。

(2) 別段の合意がなく、かつ、たとえ記載された価格および指定地に関連してのみ使われていても、C.I.F. 指定地またはそれと同等の用語は、売主が、自己の費用と危険において、以下のことを要求する。

- (a) 発送のため船積港で物品を運送業者の占有に移し、かつ、目的地までの輸送全体を内容とする1通または複数の流通式船荷証券(a negotiable bill or bills of lading)を取得すること；そして
- (b) 当該物品を積み、かつ、運送料が支払われたまたは供与されたことを示している受領書(これは貨物証券の中に含まれていてもよい)を運送業者から取得すること、そして
- (c) そのときに通常の金額により、契約の通貨により、当該の船荷証券が対象とする物品と同一の物品を対象とすることを示しており、かつ、買主の指図人または関係人の口座に損失を支払うことを規定する、戦争危険保険を含め、船積港において行われている種類および諸条件付きの保険証券または保険証書を取得すること；そして
- (d) 物品の送り状を準備し、かつ、発送を実施させるか、または契約を遵守するのに必要な他の文書を入手すること；そして
- (e) 商業上の迅速さをもって、適正な様式の全部の文書を、買主の権利を完全なものにするために必要な裏書をして、送付し、かつ、提供すること。

(3) 別段の合意がない限り、C.&F. またはそれと同等の用語は、C.I.F. 条項と同等の効力を持ち、売主に対して同一の義務を負わせ、保険に関する義務を除き、同一の危険を負担させる。

(4) C.I.F. または C.&F. という用語により、別段の合意がない限り、買主は、要求された証書の提供に対し弁済をしなければならず、また、売主は、当該の証書に代えて物品の引渡しを提供してはならないし、買主もそれを要求してはならない。

**第2-321条 (C.I.F. または C.&F. : 「陸揚時の純重量 (net landed weights)」 ; 「到着時払い (payment on arrival)」 ; 到着条件の保証)**

C.I.F. または C.&F. という条件を含む契約により、

(1) 「陸揚時の純重量 (net landed weights)」, 「引渡重量 (delivered weights)」, 「成り行き (out turn)」量もしくは質、またはそれと類似したものに基づいているか、あるいはそれにより価格が清算されることになっている場合、別段の合意がない限り、売主はその価格を合理的に見積らなければならない。当該の契約によって必要とされた文書の提供時に義務が生じる弁済は、かように予測された額であるが、価格の最終的清算の後、商業的迅速さをもって決済がなされなければならない。

(2) (1)項に規定された合意または到着時における物品の品質もしくは状態の保証は、輸送中の通常の粗悪化、消耗等の危険を売主に負担させるが、売買契約に特定された場所および時間については、または損失の危険の移転については、いかなる効果ももたない。

(3) 別段の合意がない限り、契約が物品の到着時またはその後の弁済を規定している場合、売主は、弁済の前に可能である限りその予備的検査を許さなければならないが、もし物品が紛失したときは、物品の引渡しおよび弁済は、当該の物品が到着したはずのときに、なされる義務が生じる。

**第2-322条 (着船渡し (Ex-Ship))**

(1) 別段の合意がない限り、「着船渡し (Ex-Ship)」(運送船から、ということの意味する) または同等の文言による物品引渡条項は、特定の船舶に限定されず、また、その種類の物品が通常荷降しされる指定目的地港の場所に到着した船からの引渡しを要求する。

(2) その条項により、別段の合意がない限り、

(a) 売主は、当該の輸送から生じる全部のリーエンを解除し、かつ、物品の引渡義務を運送業者に課する指示書を買主に与えなければならない；そして

(b) 損失の危険は、その物品が船舶の索具 (tackle) を離れるか、または別の方法で適切に荷降ろしされる時まで、買主に移行しない。

**第2-323条（海外発送に要求される船荷証券の様式；「海外(overseas)」）**

(1) 契約が海外への発送を予定しており、C.I.F.またはC.&F.またはF.O.B. 船舶名という用語を含んでいる場合、売主は、別段の合意がない限り、当該の物品が船舶の中に積み込まれたこと、または、C.I.F.またはC.&F. 条項の場合、発送のため受理したこと、を記載した船荷証券を取得しなければならない。

(2) (1)項に該当する場合において、船荷証券が各部分を組にして発行された場合、別段の合意がない限り、もし当該の証書が外国から送付されることになっていないならば、買主はその組全部の提供を要求することができる。それ以外のときは、当該の船荷証券の一部だけ提供されれば足りる。たとえ合意が組全部を明示的に要求している場合でも、

(a) 一部分の適切な提供は、不適切な引渡しのは是正に関する本編の規定（第2-508条(1)項）の範囲内で受領できる；そして

(b) 組全体が要求されたとしても、もし当該の文書が外国から送付される場合、不完全な組を提供する者は、それにもかかわらず、買主が信義誠実に適切であると考える免責を提供して、支払を要求することができる。

(3) 水上によるかもしくは航空による発送、またはそれによる発送を予定している契約は、取引の慣例または合意により、国際深水商業に特徴的である商業慣行、金融慣行または船舶輸送慣行に従うものである限り、「海外(overseas)」[発送]である。

**第2-324条（「無到着、売買不成立(no arrival, no sale)」条項）**

「無到着、売買不成立(no arrival, no sale)」条項または類似の意味の条項により、別段の合意がない限り、

(a) 売主は、適合する物品を適切に発送しなければならないが、もし物品が何らかの方法で到着した時は、到着時に売主はそれらを提供しなければならないが、売主が到着しなかった原因を生んだ場合を除き、売主は物品が到着しないことについていかなる義務を負うものではない。

(b) 売主の帰責事由なしに、物品が一部紛失したか、または一部粗悪化して契約に適合しなくなった、あるいは契約期限後に到着した場合、買主は、特定物品に事故が起こったものとして（第2-613条）手続を進めることができる。

〔訳注〕 外国の漁師がとった魚を一括して買い取り、輸送船舶を自分で契約して国内の魚卸売人に売却するような場合に使われる。あるいは、外国商人から商品を買ひ、その商人が商

品を船舶で発送した後、まだ受領していない間にその商品を転売する場合にも使われる。

### 第2-325条（「信用状(letter of credit)」条項；「確認付信用(confirmed credit)」）

(1) 買主が時宜に適合した合意の信用状を渡さないことは、売買契約の違反である。

(2) 適切な信用状の売主への引渡しは、買主の弁済義務を停止させる。もし信用状の支払がなされない場合、売主は時宜に適う通知を買主に与え、直接買主からの支払を要求することができる。

(3) 別段の合意がない限り、売買契約中の「信用状(letter of credit)」または「銀行信用(banker's credit)」という用語は、信用の高い、そして発送が海外である場合には、国際的信用の高い、金融機関によって発行される取消不能の信用を意味する。「確認付信用(confirmed credit)」という用語は、その信用が売主の金融市場において事業を行う金融機関に直接義務を負わせるものであることを意味する。

### 第2-326条（承諾条件付売買および売却・返還条件付売買；委託販売および債権者の権利）

(1) 別段の合意がない限り、もし引き渡された物品が契約に適合している場合でも、買主によって返還され得るときは、その取引は、

(a) もし当該の物品が主として使用のためのものであるならば「承諾条件付売買(sale on approval)」であり、そして

(b) もし当該の物品が主として再販売のためのものであるならば「返還条件付売買(sale or return)」である。

(2) 承諾条件付きで保持される物品は、受領の時まで、買主の債権者の請求権に服するものではない；返還条件付きで保持される物品は、買主の占有の下にある間、その請求権に服する。

(3) 売買契約の「承諾条件付き(or return)」条項は、本編の詐欺防止法の条文(第2-201条)については別個の売買契約として、また、口頭証拠または外部証拠に関する本編の規定(第2-202条)については契約の売買側面に矛盾があるものとして、扱われるものとする。

[1999年改正]

[訳注] 本条(2)は、2001年改正によって、「(3)項に定める場合を除き、」という文言を削除された。これは、旧(3)項が担保付取引に関する規定をおいていたので廃止され、新第9編に移

されたためである。新§ 9-109(a)(4); § 9-103 (d); § 9-319参照。

### 第2-327条（承諾条件付売買および返還条件付売買の特別付随条件）

- (1) 承諾付売買により、別段の合意がない限り、
  - (a) 物品が契約に特定されるけれども、損失の危険および権原は、承諾の時まで買主に移行しない；そして
  - (b) 試験の目的でなされる物品の使用は、承諾ではないが、その物品を返還する選択をしたことを時宜にかなったときに売主に知らせないことは承諾であり、もし当該物品が契約に適合するものであるならば、一部の受領は全体の受領となる；そして、
  - (c) 返還する選択の適正な通知の後、その返還は、買主の危険および費用で行われるが、商人の買主は合理的な指示に従わなければならない。
- (2) 返還条件付売買により、別段の合意がない限り、
  - (a) 返還する選択権は、実質的に物品が元の状態のままである間、当該の全体またはその商業上のいかなる単位にも及ぶが、時宜にかなったとき行使されなければならない；そして、
  - (b) その返還は買主の危険および費用で行われる。

### 第2-328条（競売による売買）

- (1) 競売による売買において、もし物品が複数の区分に分けられている場合、各区分は別個の売買の対象物である。
- (2) 競売による売買は、競売人がハンマーを振りおろすことか、または他の慣習的方法によって、その旨を宣言する時に完了する。前の入札の承諾においてハンマーがおろされつつある間に入札がなされた場合、競売人はその裁量によって当該の入札を再開するか、またはそのハンマーがおろされつつあった時の入札により、当該物品が売却されたものと宣言することができる。
- (3) かかる売買は、明白な用語で、物品に留保なしと記載されていない限り、留保付きである。留保付きの競売において、競売人は、競売の完了を宣言する時まで、いつでも当該の物品を引き下げることができる。留保なしの競売においては、合理的な期間内に全く入札がない場合を除き、競売人が一品目または一区分について入札を求めた後は、その品目または区分を引き下げることができない。いずれの場合でも、入札者は、競売人が売買の完了を宣言する時まで、自分の入札を取り下げることができ



るが、入札者の取下げは、前の入札を生き返らせることにならない。

(4) もし競売人が故意で売主のために入札を受諾するか、または売主がその入札をするか、もしくは入札させる場合であって、かつ、その入札の自由が留保されたことの通知が与えられていない場合、買主は、その選択により、当該売買を否認するか、または、その売買が完了するより前に、最後の信義誠実な入札の代金を払って当該物品を取得することができる。本項は、強制売買での入札には適用されない。

## 第4章 権原、債権者および信義誠実な買主

## 第2-401条（権原の移行；担保のための留保；本条の限定適用）

売主、買主、購入者、またはその他の第三者の権利、義務および救済方法に関して、本編の各規定は、その規定が物品の権原について定める場合は別として、その権原とは無関係に適用される。状況が本編の他の規定によって対象とされないものである限り、また、権原に関する事柄が重要なものとなる限り、以下の原則が適用される：

(1) 物品の権原は、契約についての物品の特定（第2-501条）より前に、売買契約により物品の権原が移転することはあり得ず、かつ、明白に別段の合意がなされない限り、買主は、その特定により本法により限定された特別の財産権を取得する。買主に発送されたかまたは引き渡された物品の権原（財産権）の売主による保持または留保は、実質的に担保権留保に制限される。それらの諸規定および担保付取引に関する章（第9編）の諸規定に従い、物品の権原は、当事者により明示的に合意された方法および条件で売主から買主に移行する。

(2) 明白に別段の合意がなされていない限り、担保権の留保があるにもかかわらず、また権原証書がたとえ異なるときまたは場所で引き渡されることになっていても、物品の物理的引渡しに関連して、売主がその履行を完成した時と場所で、権原は買主に移行する。そして、特に、また、貨物証券による担保権の留保にもかかわらず、

(a) もしその契約が、売主が当該の物品を買主に発送することを要求しているか、または発送の権限を与えているが、到着地でそれを引き渡すことを要求していない場合には、権原は発送の時に、その場所で、買主に移行する。但し、

(b) もしその契約が到着地での引渡しを要求している場合には、権原はそこで提供した時に移行する。

(3) 明白に別段の合意がなされていない限り、物品を移動させることなく引渡しが行われることになっている場合、

(a) もし売主が権原証書を引き渡すときは、売主が当該証書の引渡しをした時にその場所で権原が移行する；または

(b) もし物品が契約締結時にすでに特定されていて、いかなる文書も引き渡されないときは、契約締結時にその場所で権原が移行する。

(4) 正当であるか否かに関係なく、あるいは受領の取消しが正当かどうかとも関係

なく、買主による受領または保持を拒絶または他の方法での拒否は、当該物品に対する権原を売主に復帰させる。かかる復帰は法律の効果として生じるものであって、「売買」の効果ではない。

[訳注] (1)項の「財産権」の原語はpropertyである。この言葉は、§ 2-101の訳注で言及した1906年のUniform Sales Actの全体の構造を支える基本的な概念を表現する重要な言葉であった。取引の対象となる物品が運送中に紛失した場合に、そのリスクを売主が負担すべきか、いつかそれが買主に移転し買主は自分の財産として保険をかけるべきか等の問題を解決するために、この言葉が鍵となった。しかし、それがこの条文に残されたとはいえ、UCCはそのアプローチを棄て、それらの問題は「権原とは無関係である」と規定するに至った。見方によっては、この改変はイギリス契約法の影響を受けたWillistonの理論からアメリカのリアリズムの影響を受けたCorbinの理論への移行を示したものと見える。Williston, *The Law of Sales in the Proposed Uniform Commercial Code*, 63 HARV.L.REV.561, 569-71 (1950); Corbin, *The Uniform Commercial Code—Sales: Should it be Enacted?*, 59 YALE L.J. 821, 824-27 (1950)参照。なお、後掲§ 2-509の訳注の事例を見よ。

#### 第2-402条（売主の債権者の売却物品に対する権利）

(1) (2)項および(3)項に定める場合を除き、売買契約の対象として特定された物品に関する担保権をもたない、売主の債権者たちの諸権利は、本編により物品を回復する売主の権利（第2-502条および第2-716条）に従う。

(2) 売主の債権者は、もし売主による占有の保持が、物品の所在する州の法規により、その債権者に対して詐欺的であるとされる場合、売買または売買契約への物品の特定を、無効として扱うことができる。但し、売買または特定の後、商業上合理的な期間、売主である商人が信義誠実に、かつ現在の取引の過程で占有を保全することは、詐欺的ではない。

(3) 本編のいかなる規定も、以下の場合には、売主の債権者の諸権利を害するものとみなされてはならない。

- (a) 担保付取引に関する編（第9編）の規定による場合；または
- (b) 契約への特定または引渡しは現在の取引の過程でなされておらないが、金銭、担保または類似のものの既存の請求権の実行行為として、またはその担保としてなされており、かつ、本編は別として、当該の物品が所在する州の法原理により、当該取引が詐欺的移転または取り消し得る否認行為となると思われる情況のもとでなされた場合。

## 第2-403条（移転の権限；信義誠実な物品の購入者；「委任(entrusting)」）

(1) 物品の購入者は、その移転者がもっていた、または移転する権限をもっていた全部の権原を取得する。但し、制限された利権 (interest) の購入者は、購入した利権(interest)の限度でのみ諸権利(rights)を取得する。取り消し得る権原をもつ者は、信義誠実な購入者に対し、有償で良権原を移転する権原をもつ。購入の取引により物品が引き渡された場合、たとえ以下の場合であっても、購入者はその権原をもつ。

- (a) 譲渡人がその購入者の身元に関して騙された場合、または
- (b) 小切手と交換にその引渡しをなされ、後にその小切手が不渡りになった場合、または
- (c) その取引が「現金売買」であることに合意された場合、または
- (d) 刑法により重罪として処罰される詐欺によって引渡しをなされた場合。

(2) 当該種類の物品を取り扱う商人に物品の占有を委託した場合、その商人は、通常の営業の過程における買主に対し、委託者の全部の権利を移転することができる。

(3) 「委任 (entrusting)」は、占有保全中の引渡しおよび黙諾を含むが、両当事者がその引渡しまたは黙諾について表示した条件とは無関係であり、また、委託を行うことまたは占有者の物品の処分が刑法により窃盗とされるようなものであるかどうかとも無関係である。

[注記：第6編 一括譲渡 (A案) を採択した州は、次の規定を必要とする。]

(4) 物品の他の購入者およびリーエン債権者の権利は、担保付取引に関する編 (第9編) および権原証書に関する編 (第7編) によって規律される。

[注記：第6編 一括売買 (B案) を採択した州は、次の規定を必要とする。]

(4) 物品の他の購入者およびリーエン債権者の権利は、担保付取引に関する編 (第9編)、一括売買に関する編 (第6編) および権原証書に関する編 (第7編) によって規律される。

[1988年改正]

[訳注] 1989年に第6編 (一括売買) が本格的に改正されたので、これに対応する修正がなされたのみで、大きな改正ではない。

## 第5章 履 行

## 第2-501条（物品について付保可能な利権；物品の特定方法）

(1) 買主は、契約が対象とする物品として既存の物品を特定することにより、たとえそのように特定された物品が適合しないものであって、それを返還または拒絶する選択権をもっている場合であっても、その物品に対し特別な財産権および〔保険の〕付保可能な利権を取得する。その特定は、両当事者により明示的に合意されたときおよび方法でなされ得る。明白な合意がない場合には、特定は次のときになされる。

- (a) すでに存在しており、かつ特定された物品のための売買契約である場合には、その契約が締結されたとき；
- (b) もし契約が(c)号に定める物品以外の先物物品の売買のためのものである場合には、当該の契約が対象とする物品として売主により物品が発送、区分または指定されたとき；
- (c) もし契約がその締結後12ヵ月以内に生まれる未出生子〔動物〕の売買のためのものである場合には、あるいは、契約締結後12ヵ月または次の通常の収穫期のいずれかの長い方までに収穫される収穫物の売買のためのものである場合には、収穫物が植えられたか、もしくはその他、生長した収穫物となったとき、または子供を妊娠したとき。

(2) 売主は、その物品に対する権原または担保権が自分のもに残っている限り、その物品に対する付保可能な利権を保持しており、かつ、特定が売主のみによる場合、債務不履行または倒産になるまで、またはその特定が最終的であることの買主への告知の時まで、特定された物品を他の物品と取り替えることができる。

(3) 本条のいかなる規定も、他の制定法または法規により認められる付保可能な利権を害するものではない。

〔訳注〕 § 2-401の訳注でのベタリアリズムの影響が本条に見られる。契約の対象物の特定は、原則として当事者の合意によってなされるので、当事者の意思解釈が重要になる。後掲 § 2-509の訳注の事例を参照せよ。

## 第2-502条（売主の倒産の時の物品に対する買主の権利）

(1) (2)項および(3)項に従い、また、たとえ物品が発送されていない場合でも、すぐ

直前の条文の規定により特別財産権をもつ物品の代金の全部または一部を支払った買主は、その代金の未払分の供託をし、引き出せる状態にしているとき、次の場合、売主から当該物品を回復することができる。

(a) 個人、家族または世帯の諸目的のために購入した物品の場合、当該の売主が契約によって要求されるように引き渡すことを拒絶するか、または、引渡しをしない場合；または

(b) すべての場合に、売主が物品の代金の最初の割賦を受領した後10日以内に倒産した場合。

(2) (1)項(a)により物品を回復する買主の権利は、たとえ当該の売主が拒絶をしておらず、または引渡しをしていない場合でも、特別財産権の取得のときに発生する。

(3) もし特別財産権を創設する特定が、買主によりすでになされている場合には、その買主は、物品がその売買契約に適合する場合にのみ、当該物品を回復する権利を取得する。

#### 第2-503条（売主の引渡提供の方法）

(1) 引渡しの提供は、適合した物品を買主が処分できる状態に売主がして、保有し、かつ、買主が引渡しを受けることができるようにするのに必要な合理的告知を買主に与えることを必要とする。提供のための方法、時間および場所は、合意および本編によって決定される。また、引渡しの提供は、とくに以下の条件を満たすものでなければならない。

(a) 提供は合理的な時間になされなければならない。そして、それが物品の場合には、買主が占有を取得することができるようにするために合理的に必要な期間のあいだ、引き取り得るようにしてその物品が保管されなければならない。しかし、

(b) 別段の合意がない限り、買主は、その物品を受領するのに適した合理的な施設を準備しなければならない。

(3) 売主が特定の指定地で引き渡すことを要求される場合、提供について売主が(1)項に従うこと、かつまた、適切な場合には、本条(4)項および(5)項に定める文書を提供することが要求される。

(4) 物品が受寄者の占有の下にある場合で、かつ移動させることなく引渡しが行なわれることになっている場合には、

- (a) 提供は、売主が当該の物品を対象とする流通権原証書を提供するか、または買主がその物品を占有する権利の受寄者による承諾書を作成させることを必要とする。しかし、
- (b) 買主が時宜にならなかつた異議を申し立てない限り、また、買主の権利の告知の受寄者による受理が、当該の受寄者およびすべての第三者に対するものとしてその権利を特定する場合を除き、流通性のない権原証書または受寄者に対する引渡指図書を買主への提供は、十分な提供である。しかし、物品の紛失の危険および流通性のない権原証書を受寄者が承認しないことまたはその指示に従わないことの危険は、当該の買主がその文書または指図書を提示するための合理的時間をもつ時まで、売主の側に残る。また、当該の文書を承認することまたは当該の指図に従うことの受寄者による拒絶は、その提供の効力を失効させる。
- (5) 売主が証書を引き渡すことを契約が要求する場合、流通性のない権原証書または受寄者に対する引渡指図書の買主への提供は、
- (a) その売主は、一組の船荷証券に関して本編に規定される場合（第2-323条(2)項）を除き、正しい様式の全部の証書を提供しなければならない。そして、
- (b) 銀行取引の慣習の経路を通じた提供は、十分なものであり、かつ、当該の証書が添付された為替手形の不渡りは、受領拒否または拒絶となる。

### 第2-504条（売主による発送）

売主が買主に対して物品を発送することが要求されているか、授權されており、その契約が特定の指定地での売主の物品引渡しを要求していない場合には、別段の合意がない限り、売主は、

- (a) 物品を運送業者の占有の下におき、かつ、物品の性質およびその事例の他の情況に照らして合理的であると思われる、その輸送のための契約を締結しなければならない。そして、
- (b) 買主が当該の物品の占有を取得できるようにするために必要な証書、または当該の合意もしくは取引の慣例によって要求される他の証書を取得し、かつ、適正な様式で速やかに引き渡すか、提供しなければならない。そして、
- (c) 速やかに買主にその発送を告知しなければならない。

(c)項による買主への告知または(a)項による適切な契約をしないことは、実質的な遅延または損害が生じる場合にのみ、拒絶の理由となる。

**第2-505条（留保を付した売主の発送）**

- (1) 売主が、発送によりまたは発送前に、契約の対象となる物品を特定した場合、
- (a) 自己の指図人等宛ての流通貨物証券の作成は、当該の物品に対する担保権を自己に留保するものである。金融機関の指図人宛て、または買主の指図人宛ての証券の作成は、それに加えて、指定された者に対し当該利権を移転する売主の期待を示すものにすぎない。
  - (b) 自分宛てまたはその指名人宛ての非流通式貨物証券は、物品の占有を担保として留保するが、条件付引渡しの場合（第2-507条(2)項）を除き、買主を荷受人(consignee)として指名する非流通式貨物証券は、たとえ買主が貨物証券の占有を保持していても、いかなる担保権も留保するものではない。
- (2) 担保権留保付きの売主による発送が、売買契約の違反となるときは、前条の範囲内では不適切な運送契約となるが、発送および契約への物品の特定により買主に与えられた諸権利を害するものでもないし、流通証書の保持人としての売主の権限を傷つけるものでもない。

**第2-506条（金融機関の権利）**

- (1) 金融機関は、物品の発送に関係する為替手形に価額を支払うまたは購入することによって、その支払または購入の限度で、かつ、当該の為替手形およびそれを担保する権原証書による自己の権利に加えて、引渡しを停止させる権利および当該の為替手形を買主に支払わせる發送人の権利を含め、当該物品に対する發送人の権利を獲得する。
- (2) 買主への委託または授權により、信義誠実に為替手形を支払うまたは購入した金融機関が補填を受ける権利は、その文言上、明らかに正当なものにみえる関連証書に関して、後に欠陥が発見されることにより、害されることはない。

**第2-507条（売主の提供の効果；条件付引渡し）**

- (1) 引渡しの提供は、物品を受領する買主の義務に付随する条件であり、別段の合意がない限り、物品に対し支払をする買主の義務に付随する条件でもある。
- (2) 弁済が満期となっており、物品または権原証書の買主への引渡しの際に要求された場合、それを保持し、または処分する、売主に対する権利は、満期の支払をすることを条件としている。



**第2-508条（不適切な提供または引渡し of 売主による是正；取替え）**

(1) 売主による提供または引渡しが、適合しないことを理由として拒絶された場合であって、履行期限がまだ経過していないときは、売主は是正する意思を買主に対して時宜にかなった告知をすることができ、その契約期間内に、適合する引渡しをすることができる。

(2) 売主が、金銭的値引きをして、または値引きをせずに、受領されるべきであると信じる合理的な理由がある場合に、買主が適合しない提供を拒絶する場合には、売主は、買主に対して時宜にかなった告知を与えるならば、さらに適合する提供と取り替える合理的な期間をさらにもつことができる。

**第2-509条（契約違反のない場合の損失の危険）**

(1) 売主が物品を運送業者を使って発送することを契約が要求するか、認めている場合、

(a) もし売主が特定の指定地で物品を引き渡すことを契約が要求していないときは、たとえ発送が留保付きでなされた場合（第2-505条）であっても、物品が適正に運送業者に引き渡された時に損失の危険が買主に移行する。但し、

(b) もし売主が特定の指定地で物品を引き渡すことを契約が要求しており、その物品が運送業者の占有のもとにある間にそれが適正に提供されたときは、買主が引渡しを受けることができるようにして物品が適正に提供されたときに、損失の危険が買主に移行する。

(2) 受寄者が保管している物品を移動させずに引渡しがなされる場合、

(a) 当該物品を対象とする流通権原証書を買主が受理した時、または

(b) 当該物品を占有する買主の権利を受寄者が承認した時、または

(c) 第2-503条(4)項(b)が規定にするように、流通禁止の権原証書もしくはその他の引渡指圖書を買主が受理した後に、損失の危険が買主に移行する。

(3) (1)項または(2)項に該当しない場合には、もし売主が商人であるときは、損失の危険は、買主が物品を受け取った時に買主に移行する。売主が商人でないときは、その危険は、買主に対して引渡しの提供がなされた時に移行する。

(4) 本条の規定は、当事者の別段の合意および本編の承認条件付売買（第2-327条）並びに損失の危険に対する違反の効果（第2-510条）の規定に服するものとする。

【訳注】 損失の危険 (risk of loss)が売主から買主へ移転する時期は、当事者の意思解釈によって決定される。Martin v. Melland's, Inc. 283 N.W.2d 76 (N.D. 1979)は、これを説明する良い事例である。この事件では、原告（農夫）が古い干草の運送機を頭金として引き取ってもらい、新しい運送機を被告から購入する契約をしたが、新しい運送機が引き渡されるまで、従来どおり原告は古い運送機を使うことが許されていた。その間に火災が起り、古い運送機が使えなくなった。被告は新しい運送機の引渡しを拒絶した。ノース・ダコタ州最高裁判所は、この事件では原告が古い運送機を自分のものとして使っており、損失の危険も原告が負うべきであると判決した。

Honnold（本書の訳者はしがきで言及した著書171頁）は、牧場経営者が余った干草を400ドルで隣人に売る口頭の約束をし、隣人が「7月の最初の週に引き取る」ことになっていた場合に、7月1日に火災で干草が消滅した事例を検討している。この設題は、本条(3)項を説明するためのものであるが、もし売主が業として干草を売っているのであれば、(3)項により隣人は400ドルの支払義務を免れる。設題の場合には、いつでも隣人が引取りをすることができる状態になっていたので、400ドルを支払わなければならない。

ちなみに、本条(1)項は、運送業者に物品が渡された場合についての規定であり、(2)項は物品が倉庫に寄託されていて、倉庫証券により売買が行われる場合を想定している。

### 第2-510条（損失の危険に対する違反の効果）

(1) 物品の提供または引渡しに契約に適合していないために拒絶権を生むような場合には、是正または受領がなされるまでは、その損失の危険は、売主に留まる。

(2) 買主が適法に受領を取り消した場合には、保険によって実際に填補を受けられない限度で、買主は、売主が最初から損失の危険を負担していたものとして扱うことができる。

(3) 買主が、売買契約の目的物としてすでに特定した、契約に適合している物品について、危険が買主に移行する前に、履行拒絶をするか、または契約に違反した場合には、保険によって実際に填補を受けられない限度で、商業上合理的な期間、損失の危険を買主が負担していたものとして扱うことができる。

### 第2-511条（買主による弁済の提供；小切手による弁済）

(1) 別段の合意がない限り、弁済の提供は、売主が引渡しを提供しかつ完了する義務の条件である。

(2) 売主が法的供託による弁済を要求し、かつ、それを実行するのに合理的に必要な時間の延長を認める場合を除き、弁済の提供は、営業の通常の過程において使われ

ている手段または方法でなされたときは、十分である。

(3) 債務と交換にとられた証書の効果に関する本編の規定（第3-310条）に従い、小切手による弁済は、条件付きであり、かつ、適正な提示のときの小切手の不渡りにより当事者間では無効とされる。

[1994年改正]

[訳注] この改正は、1994年改正（訳者解題参照）にともない、(3)項で引用されていた条文[§ 3-802]を現在のように§ 3-310に変えたものである。

### 第2-512条（検査前の買主による弁済）

(1) 契約が検査前の弁済を要求している場合は、物品の不適合は、

(a) 検査をしなくても不適合が明らかであるか、または

(b) 要求された文書の提供にもかかわらず、状況から本法の規定（第5-109条(b)項）により支払に対する差止命令を正当化するとされる場合を除き、

買主が弁済する義務を免除するものではない。

(2) (1)項に従う弁済は、物品の受領となるものでもないし、また、買主の検査権または買主の救済方法のいずれをも傷つけるものではない。

[1995年改正]

[訳注] この改正は、1995年改正（訳者解題参照）にともない、(1)項(b)号で引用されていた条文[§ 5-114]を現在のように§ 5-109(b)に変えたものである。本条は、国際売買取引において、買主が銀行に商品の価格を弁済して、それと交換に船荷証券を受け取り、これを港で呈示して商品を受け取るというような場合に適用される。

### 第2-513条（買主の物品検査権）

(1) 別段の合意があり、かつ、(3)項に従う場合は除き、物品が提供されたか、または引き渡されたか、または売買契約に特定された場合、買主は、合理的な場所および時間に、かつ、合理的な方法で、弁済または受領の前にそれを検査する権利をもつ。売主が、買主に物品を発送することを要求されたか、または授權された場合、その検査は、その到着後でよい。

(2) 検査の費用は買主によって負担されなければならないが、物品が適合しておらず、拒絶された場合には、売主から回復され得る。

(3) 別段の合意がなく、かつ、C.I.F. 契約に関する本編の規定（第2-321条(3)項）に従っている限り、買主は、当該の契約が次のことを規定している場合には、代金の弁済前に物品を検査する権利をもたない。

(a) 「代金引換え(C.O.D.)」の引渡または他の類似の条項、または

(b) その弁済が、当該物品が検査され得るようになる時の後にのみ、支払われるべきものとなる場合は除き、権原証書に対する弁済。

(4) 両当事者によって定められた検査場所および方法は、排他的であると推定されるが、明示的に別段の合意がなされていない限り、それは特定を延期させるものでもなければ、引渡または損失の危険の移行する場所を変更するものでもない。もし遵守が不可能となった場合、定められた場所または方法が明瞭に不可避的絶対条件であり、その欠如は当該契約を無効とする意図であった場合を除き、本条の定めるように検査が行われなければならない。

#### 第2-514条（受領の場合の証書引渡し時期；弁済の時期）

別段の合意がない限り、為替手形が振り出された対象となる証書は、もし為替手形が提示後3日以上経った後に支払われる場合、当該の為替手形が受理されたときに、被振出人に引き渡されたものとする；その他の場合には、支払時のみである。

#### 第2-515条（係争物品の証拠保全）

請求または係争の調整を促進するために、

(a) いずれの当事者も、相手方に合理的な告知をし、かつ、事実を確かめる証拠を保全する目的のために、その相手方の占有または支配の下にあり得る物品も含め、当該物品を検査し、試験し、かつ、見本をとる権利を有する。そして、

(b) 両当事者は、当該物品の適合性または状態を決定するため、第三者に検査または調査を委託することに合意し、かつ、その事実認定が、その後の訴訟または調整において、両当事者を拘束することとすることに合意することができる。

## 第 6 章 違反、履行拒絶および抗弁

### 第2-601条（不適切な引渡しに対する買主の権利）

割賦販売契約の違反に関する本編の規定（第2-612条）に従い、かつ救済方法の契約による制限に関する諸条文（第2-718条および第2-719条）による別段の合意がない限り、当該の物品または引渡しの提供が、何らかの点でその契約に適合していない場合には、買主は、

- (a) その全体を拒絶する；または、
- (b) その全体を受領する；または、
- (c) 商業上の一単位または複数の単位を受領して、その残りを拒絶することができる。

### 第2-602条（正当な拒絶の方法と効果）

(1) 物品の拒絶は、その引渡しまたは提供の後、合理的期間内にしなければならない。買主が売主に対して時宜にかなった告知を与えるのでなければ、その拒絶は無効である。

(2) 拒絶された物品に関する次の2条の規定（第2-603条および第2-604条）に従い、

- (a) 拒絶の後、いかなる商業上の単位に関してであれ、買主による所有権の行使は、売主に対しては不法である；そして
- (b) もし拒絶前に買主が、本編の規定（第2-711条(3)項）により担保権をもっていない物品の物理的占有を取得した場合、その買主は、拒絶後、売主がそれを取り除くことを許すのに十分な期間の間、売主の意思に従って合理的な注意をもってそれらを保持する義務を負う。但し、
- (c) 買主は、正当に拒絶した物品に関して、それ以上の義務を負わない。

(3) 不法に拒絶された物品に関する売主の権利は、売主の一般的救済方法に関する本編の規定（第2-703条）によって規律される。

### 第2-603条（正当に拒絶された物品に関する買主である商人の義務）

(1) 買主に対する担保権（第2-711条(3)項）に従い、売主が拒絶された市場には代

理人も、営業所もっていない場合、買主である商人は、その占有または支配の下にある物品の拒絶後、当該の物品に関して売主から受理した合理的な指示に従い、かつ、かかる指示がない場合、もしそれが腐敗しやすい、または急速に価格が下がるおそれがあるときは、それを売主の勘定で売却する合理的な努力を払う義務を負う。もし請求時に経費の補償(indemnity)がなされない場合には、指図は合理的なものではない。

(2) 買主が(1)項により物品を売却する場合、その買主は、それを注意して保管しかつ売却する合理的費用について、買主からか、またはその売上金から、補填(reimbursement)を受ける権利、および、もしその経費が売却手数料を含んでいない場合には、買主は、当該の取引で普通である手数料、またはもしそれがなければ、総売上金に対する10%を超えない合理的な額をもらう権利をもつ。

(3) 本条を遵守するとき、買主は、信義誠実を守る義務だけを負い、本条にいう信義誠実な行為は、受領でもなく、また不法転換でもなく、また損害賠償を求める訴訟の基礎ともならない。

#### 第2-604条（正当に拒絶された物品の救助(salvage)に関する買主の選択権）

腐敗物に関する直前の条文の規定に従い、売主が合理的な期間内に、拒絶の告知後いかなる指示も与えない場合、買主は、拒絶した物品を売主の勘定で保管するか、または売主宛てにそれを返送するか、または前条に規定されたように、補填(reimbursement)付きで売主の勘定でそれを再販売することができる。この行動は、受領でも不法転換でもない。

#### 第2-605条（具体的に説明しないことによる買主の異議申立権の放棄）

(1) 買主が、拒絶と関連して、合理的な検査によって確認できる具体的な欠陥を説明しないとき、買主は以下の場合に拒絶を正当化するため、または違反を立証するため、説明しなかった欠陥に頼ることはできない。

(a) 時直にかなって説明されていたならば売主はその欠陥を是正できた場合；または

(b) 商人間では、買主が頼ろうと考える全部の欠陥の完全でかつ確定的な書面による説明を拒絶後に売主が要求した場合。

(2) 証書に対する弁済が権利留保なしになされたとき、当該証書の文言上明白な欠陥に対しなされた弁済の回復はできない。

**第2-606条（物品の受領の構成要件）**

- (1) 以下の場合に物品の受領がなされる。
  - (a) 当該の物品を検査する合理的機会の後、買主が、その物品は適合していること、またはそれが適合していないにもかかわらず買主はその物品を取得するもしくは保持すること、を売主に対して知らせた場合、または
  - (b) 買主が有効な拒絶(第2-602条(1)項)をしない場合、但し、買主がそれを検査する合理的な機会をもつまでは当該の受領は生じない、または
  - (c) 買主が売主の所有権に抵触する行為を行った場合、但し、もしその行為が売主に対するものとして不法である場合には、売主によって承認されたときのみそれは受領となる、
- (2) 商業上の単位の一部の受領は、その単位全体の受領となる、

**第2-607条（受領の効果；違反通知；受領後の違反の立証責任；応訴できる者に対する請求権または訴訟の通知）**

- (1) 買主は受領した物品に対し契約の料率で弁済をしなければならない、
- (2) 買主が物品を受領したときは、その不適合が時宜にかなって是正されるものと合理的推定に基づいて受領した場合を除き、受領した物品を拒絶することはできず、また、もし適合しないことを知りながら受領したときは、不適合を理由として取り消すことはできない、しかし、その受領自体が、不適合に対して本編により規定された他の救済方法を害することはない、
- (3) 提供が受領された場合、
  - (a) 買主は、違反を発見した時、または発見したはずの時から合理的期間内に、その違反を売主に告知しなければならず、さもなければいかなる救済方法も使えなくなる；また、
  - (b) もし請求が権利侵害またはそれに類似するもの（第2-312条(3)項）であり、かつ、買主がその違反の結果として訴追された場合、その買主は、訴訟の通知を受領したときから合理的期間内に、その旨を売主に通知しなければならず、さもなければその訴訟によって確定された責任についていかなる救済方法も使えなくなる、
- (4) 受領された物品に関して違反を証明する立証責任は、買主の側にある、

- (5) 買主が、その売主が責任を負うべき保証または他の義務の違反で訴追された場合、
- (a) 買主は、訴訟の通知書をその売主に与えることができる。もしその通知が、売主は参加して、弁護できる、そしてもしその売主がそうしないならば、その買主による当該売主に対する訴訟において、その2つの訴訟に共通する事実の認定によって売主が拘束されることになる旨を記載している場合は、その売主は、その通知を時宜にかなって受理した後、参加して、かつ弁護しない限り、そのように拘束される。
- (b) もしその通知の請求が権利侵害またはそれに類似するもの（第2-312条(3)項）である場合、最初の売主は、[私的]紛争処理を含め訴訟の支配権を自分に引き渡すよう当該買主に対して書面で請求することができるが、さもなければいかなる救済方法も使えなくなり、かつ、もしその者が全部の費用を負担し、敗訴判決に従うことに合意する場合、その買主は、時宜にかなった請求を受理した後、支配権を引き渡すときは、その買主は同様にいかなる救済方法も使えなくなる。
- (6) (3)項、(4)項および(5)項の規定は、侵害等の危害を売主に与えないようにする買主の義務（第2-312条(3)項）にも適用される。

### 第2-608条（受領の全体または一部の取消し）

- (1) もし買主が次のような情況のもとで物品を受領した場合、買主にとって不適合が実質的にその価格を害されると思われる区分または商業上の単位の不適合を取り消すことができる。
- (a) その不適合が是正されるものと思われるという推定に基づいていて、かつ、その不適合が時宜にかなって是正されていない場合、または
- (b) 受領前の発見が困難であるか、または売主の保証によるかのいずれかにより、買主の不適合が合理的に誘引され、その不適合を発見できなかった場合。
- (2) 受領の取消しは、買主がそのための根拠を発見したか、または発見したはずであるときから合理的期間内に、また、物品自身の欠陥により生じたものでない、当該物品の状態についての実質的変化が生じる前になされなければならない。買主が売主に対しその告知をする時まで、その取消しの効果は生まれぬ。
- (3) かように取り消す買主は、問題の物品に関する、その買主が拒絶した場合と同一の権利義務を有する。



**第2-609条（履行の適切な確約を求める権利）**

(1) 売買契約により、各当事者は、適正な履行を受けることができるという相手方当事者の期待を傷つけないようにする義務を負う。いずれかの当事者の履行に関して不安(insecurity)の合理的な根拠が生じた場合、相手方当事者は、適正な履行の適切な確約を書面で要求することができ、かつ、その確約を受領する時まで、商業上合理的である限り、合意された反対給付をまだ受理していないことに対応する履行を停止させることができる。

(2) 商人間では、不安(insecurity)の根拠の合理性および提供された確約の適切性は、商業上の基準に従って決定されるものとする。

(3) 不適切な引渡しまたは弁済を受領しても、将来の履行の適切な確約を要求する被害者の権利に影響を与えない。

(4) 正当化された請求を受領した後、30日を超えない合理的期間内に、事件の具体的な諸情況のもとで適切であるとされるような適正な履行の確約を与えないことは、当該契約の履行拒絶(repudiation)となる。

【訳注】 契約の履行期が到来する前に、相手方当事者が契約を履行する能力に疑問が生じた場合、相手方の履行の意思を確認することができる手続を規定した条文であり、この手続をとることが § 2-610により履行期前に履行拒絶をするための前提条件となる。オフィシャル・コメントが具体的な事例として引用している判例は、Jay Dreher Corporation v. Delco Appliance Corporation, 93 F.2d 275 (2d Cir. 1937); Corn Products Refining Co. v. Fasola, 94 N.J.L. 181, 109 A. 505 (1920); James B. Berry's Sonds Co. v. Monark Gasoline & Oil Co., 32 F.2d 74 (8th Cir. 1929)である。

**第2-610条（履行期前の履行拒絶）**

一方当事者が、期限がまだ到来していない履行に関して契約の履行を拒絶する場合であって、その損失が相手方当事者にとって契約の価値を実質的に害されるときには、その被害者は、

(a) 商業上合理的期間のあいだ、拒絶した当事者による履行を待つことができる；または、

(b) たとえ被害者が、履行拒絶した当事者に対して当該当事者の履行を待つという通知を与え、かつ履行拒絶の撤回を促した場合であっても、違反に対する救済方法（第2-703条または第2-711条）を使うことができる；そして

- (c) いずれの場合でも、自分自身の履行を停止し、または違反にもかかわらず契約の物品を特定するか、もしくは未完成の物品を救済する売主の権利に関する本編の規定（第2-704条）に従って、措置を進めることができる。

### 第2-611条（履行期前の履行拒絶の撤回）

(1) 履行拒絶した当事者の次の履行期が到来するまで、その当事者は、その拒絶を撤回することができるが、被害者が当該の拒絶の後、その立場を解除したか、実質的に変えてしまったか、あるいは、被害者が拒絶を確定的なものとする旨を別の方法で伝えた場合は、この限りではない。

(2) 拒絶した当事者は履行の意思があることを被害者に対して明瞭に示す方法によって撤回することができるが、その撤回は本編の諸規定（第2-609条）により正当に請求された保証を含むものでなければならない。

(3) 撤回したときは、拒絶した当事者の契約上の諸権利が復活し、被害者に対しては、拒絶により生じた遅延に対する適正な抗弁および宥恕が認められる。

### 第2-612条（「割賦販売契約(installment contract)」；違反）

(1) 「割賦販売契約(installment contract)」は、たとえその契約に「各引渡しは別個の契約である」またはそれと同等の条項を含んでいても、別個の区別で別個に受理される物品の引渡しを要求するか、またはそれを許す契約である。

(2) もし不適合が当該割賦の価額を実質的に傷つけるものであり、かつ、是正できないものであるか、あるいは、もしその不適合が必要とされる証書の欠陥である場合、買主はその割賦を拒絶することができる。但し、もしその不適合が(3)項に該当するものではなく、かつ、売主がその是正の適切な保証をあたえた場合には、買主はその割賦を受領しなければならない。

(3) 1または2以上の割賦に関する不適合または債務不履行が実質的に契約全体の価値を傷つける場合には、その全体の違反がある。但し、もし被害者が時宜にかなった解約の告知を出さないで不適合な割賦を受領するか、あるいはもし過去の割賦に関してのみ訴訟を起こすか、または将来の割賦の履行を請求する場合、当該の契約を原状に戻す。

【訳注】 消費者との割賦販売契約は、連邦の消費者信用法（§ 4A-108の訳注参照）によって規律されるので、より細かな規制を受けることになる。本条は、大規模の建設契約において、数回に分けて弁済がなされることになっているような場合に、たとえ個別的な契約でどのよ

うなことが規定されている場合であっても、各割賦に対応する区分の義務の履行を請求することを許している。

### 第2-613条（特定物品に対する偶発事故）

契約が、その履行のために契約締結時に物品を特定することを要求しており、かつ、その物品が、損失の危険が買主に移行する前にいずれの当事者にも帰責事由がない偶発的事故を被った場合、あるいは、「無到着、売買不成立 (no arrival, no sale)」条項（第2-324条）による適切な事例では、

- (a) もし損失が全体である場合には、契約は無効となる；また、
- (b) もし損失が一部であるか、または物品がもはや契約に適合できない程度に粗悪化した場合には、その買主は、それにもかかわらず検査を要求し、かつ、その選択により、当該契約を効力を失ったものとして扱うか、その粗悪化または数量不足に対する契約代金からの割引をさせ、売主に対するそれ以上の権利を放棄して、当該物品を受領することができる。

### 第2-614条（代替的履行）

(1) いずれの当事者にも帰責事由がなく、合意された接岸、荷積み、または荷降ろしの設備が使えないか、または合意された輸送業者を利用できないか、または合意された引渡方法が他の理由で商業上実行不可能となったが、商業上合理的な代替方法を利用できる場合、この代替的履行は、実行され、かつ、承諾されなければならない。

(2) もし合意された弁済手段または方法が、国内または外国政府の規制のために使えない場合、買主が商業上実質的に同等である弁済手段または方法を与える場合は別として、売主は引渡しを差し控えるか、または停止させることができる。もし引渡しが生じている場合には、規制によって与えられた手段による、または方法によって弁済をすれば、買主は、当該規制が差別的であるか、圧制的 (oppressive) であるか、または略奪的 (predatory) である場合を除き、義務を免除される。

【訳注】 オフィシャル・コメントは、代替的履行の事例として、International Paper Co. v. Rockefeller, 146 N.Y.S. 371 (1914) および Meyer v. Sullivan, 40 Cal.App. 723, 181 P. 847 (1919) を説明している。前者の事件では、特定の土地に生えていた特定のトウヒ（樹木）を切り取って引き渡す契約になっていたが、火災で焼失したとき、代替的履行の方法はないので、義務は消滅した。後者の事例では、「F.B.O.シアトル市のコスモス船舶埠頭」という条件になっていたが、軍事的な理由でこの埠頭が使えなくなったときに、別の埠頭に曳航す

る義務があると判決された。

### 第2-615条（前提条件が欠けているという抗弁）

売主がより大きな債務を引き受けた限度では別として、代替的手段による履行に関する前条の規定に従って、

- (a) (b)項および(c)項に従う売主が全部または一部の引渡しを遅延することまたは引き渡さないことは、もし合意された履行が、予期しない出来事によって実行不可能になった場合であって、そのようなことが起こらないことが契約締結の基本的な前提条件となっていた場合、あるいは外国政府もしくは本国政府の適用のある規制ないし命令に誠実に従ったことによって実行不可能になった場合、それが後に効力を有しないことがわかった場合でも、売買契約に基づく売主の義務違反とはならない。
- (b) (a)項で述べた諸原因が売主の履行能力の一部に対してのみ影響を与える場合、売主はその複数の顧客の間で生産および引渡しを分配しなければならないが、その売主の選択により、さらに製造することの自己の必要分だけでなく、その時点で契約されていないお得意先の顧客の分を含めることができる。売主は、公正で合理的な方法でそのような分配をすることができる。
- (c) 売主は、引渡しが遅延することまたは引渡しが無いことを、そして、(b)項により分配が必要とされる場合には、その規定により買主に分配される予定数量について、時宜にかなうように買主に告知しなければならない。

【訳注】 オフィシャル・コメントは、本条が適用される事例として、*Ford & Sonds v. Henry Leatham & Sons*, 21 Com.Cas. 55 (1915) (K.B.D.); *Davis Co. v. Hoffmann-LaRoche Chemical Works*, 166 N.Y.S. 179 (1917); *International Paper Co. v. Rockefeller*, 146 N.Y.S. 371 (1914); *Canadian Industrial Alcohol Co. v. Dunbar Holasses Co.*, 258 N.Y. 194, 179 N.E. 383 (1932); *Washington Mfg. Co. v. Midland Lumber Co.*, 113 Wash. 593, 194 P. 777 (1921)を説明している。但し、戦争が勃発する直前などのように、合理的に予測できるような突発事故などを理由として、「前提条件が欠けている」とはいえないので本条の適用はない。*Madeirense Do Brasil v. Stulman-Emrick Lumber Co.*, 147 F.2d 399 (2nd Cir. 1945)。

### 第2-616条（免責請求の通知に関する手続）

- (1) もし買主が重大もしくは無期限の遅延、または前条により正当化される分配の

告知を受理した場合、その買主は、問題の引渡しに関して売主に対し告知書を出すことにより、また、見込み不足が、割賦契約の違反に関する本編の諸規定による契約全体の価値を実質的に害する場合には、その全体に関してもまた、

(a) 当該の契約の未履行の部分を解除し、それにより責任を免除するか；または

(b) 買主が利用できる代替物を受け取ることに合意することによって当該契約を更改することができる。

(2) もし売主からかかる告知を受理した後、買主が30日を超えない合理的期間内にそのように当該契約を修正しないときは、当該契約は、実行された引渡しに関しては、期間が経過したことになる。

(3) 本条の諸規定は、売主が前条によりもっと大きな義務を引き受けた範囲内にある場合を除き、合意によって否定されてはならない。

## 第7章 救 済 方 法

## 第2-701条（副次的契約の違反に対する救済方法は害されないこと）

売買契約に副次的なまたは付随する義務または約束の違反に対する救済方法は、本編の規定によって害されることはない。

## 第2-702条（買主の倒産を発見した時の売主の救済方法）

(1) 売主が、買主が支払不能であることを知った場合、契約により引き渡された全部の物品に対して現金で弁済される場合を除き、売主は引渡しを拒絶し、かつ、本編（第2-705条）により引渡しを停止することができる。

(2) 売主が、買主が支払不能である間に信用で物品を受領したことを知った場合、その受領の後10日以内に請求して売主はその物品を取り戻すことができるが、引渡前3ヵ月以内に書面によりその特定の売主に対し支払可能の不実表示がなされた場合は、その10日の制限は適用されない。本項に規定される場合を除き、売主は、買主の支払可能もしくは弁済意思について詐欺的または善意の不実表示を物品取戻権の根拠とすることはできない。

(3) (2)項による売主の物品取戻権は、本編（第2-403条）による、通常の過程における買主または他の信義誠実な購入者の諸権利に従う。

[1966年改正]

[訳注] 本条の規定は、基本的にはコモン・ローの法理を明瞭にしたものであるにすぎないが、2点について明確な原理を規定した。第1に、(2)項において、「不実表示」を根拠に売主が物品を取り戻すことができるのは、「引渡日より遡って3ヵ月以内に」売主から書面を受け取っており、その書面自身の中に「不実表示」が含まれていなければならない。その他の場合には不実表示を論拠とすることを禁じている。第2に、第9編との関係で、売主は一般債権者より優先する権利を本条によりもつことになるが、§ 2-403条の「買主または購入者」は、(3)項のために本条の売主より優先する。

## 第2-703条（売主の一般的救済方法）

買主が物品の受領を不法に拒絶するか、または取り消すか、あるいは引渡時またはその前になすべき弁済をしないか、あるいは一部または全部の履行拒絶をする場合、直接影響を受ける物品に関し、また、もし違反が全体の契約にかかわるものならば、

引き渡されていない残り全体に関しても、損害を被った売主は、

- (a) 当該物品の引渡しを差し控え、
- (b) 以下に規定するように(第2-705条)、受寄者による引渡しを停止させ、
- (c) 当該の契約にまだ特定されていない物品に関する次の規定による手続を進め、
- (d) 以下に規定する(第2-706条)ように、再販売して損害賠償を回復し、
- (e) 受領しないことに対する(第2-708条)または、適切な場合、価格に対する(第2-709条)損害賠償を回復し、
- (f) 解約する

ことができる。

#### 第2-704条(違反にもかかわらず、契約に対して物品を特定するか、または未完成の物品を救済(salvage)する売主の権利)

(1) 前条により損害を被った売主は、

- (a) もし違反について知ったときに、適合した物品が売主の占有または支配の下にある場合、まだ特定されていないその物品を契約に特定することができる；
- (b) たとえその物品が未完成であっても、特定の契約のため明白に意図された物品を、再販売の対象物として扱うことができる。

(2) 物品が未完成である場合、損害を被った売主は、損害を回避し、かつ、効果的な換価の目的のため合理的な商業上の判断をして、その製造を完成させ、かつ、当該の物品を契約に完全に特定するか、あるいは、製造を止めて、かつ、処分価格または残余価格で再販売するか、または他の合理的な方法で措置を進めることができる。

#### 第2-705条(輸送中またはその他の場合の売主の引渡禁止)

(1) 売主は、買主が支払不能であることを発見したとき(第2-702条)、運送業者または他の受寄者の占有の下にある物品の引渡しを停止することができ、かつ、買主が引渡前に支払うべき弁済を否認するか、弁済をしない場合、あるいは売主がその他の何らかの理由で当該の物品を差し控える、もしくは返還を要求する権利を有するときは、貨車荷物、トラック貨物、航空貨物の引渡し、またはもっと大規模の航空もしくは船舶の発送を停止させることができる。

(2) そのような買主に対して、売主は、次の時まで引渡しを停止させることができる。

- (a) 買主による物品の受領；または
- (b) 運送業者は除き、物品の受寄者により買主に対し、受寄者が当該物品を買主のために保持することの承認；または
- (c) 再輸送によってか、または倉庫業者として、運送業者による買主に対するそのような承認；または
- (d) 当該の物品を対象とする流通権原證書の買主に対する流通。

(3) (a)引渡しを停止させるため、売主は、受寄者が合理的な勤勉さをもって物品の引渡しを阻止できるように告知を与えなければならない。

(b) その告知の後、受寄者は、売主の指示に従って当該の物品を保持し、かつ、引き渡さなければならないが、売主は、受寄者に対し、そのことから生じる料金または損害賠償について責任を負う。

(c) 流通権原證書が物品に対して発行された場合、受寄者は、その證書が提出されるときまで、停止の告知に従う義務を負わない。

(d) 流通禁止の貨物証券を発行した運送業者は、運送委託者以外の者から受け取った停止の告知に従う義務を負わない。

### 第2-706条（売主による転売〔転売の契約を含む〕）

(1) 売主の救済方法に関する第2-703条に規定する情況のもとで、売主は引渡しをしていない物品の全部または一部を転売することができる。転売が信義誠実にかつ商業上合理的な方法で行われた場合、売主は、本編の規定（第2-710条）により認められる付随的損害賠償と共に、転売代金と契約代金との間の差額を加算し、買主の違反の結果として節約できた経費を差し引いた額を回復することができる。

(2) (3)項に別段のことが定められる場合を除き、または別段の合意がある場合は別として、転売は、公開売買によっても個別売買によってもなし得るが、これには1または複数の売買契約を締結することによって、または売主の既存の契約の目的物に特定することによってなされる売買も含まれる。売買は、一単位として、または包装ごとに、いつ、どこでも、いかなる条件によってもなし得るが、当該の売買は、その方法、態様、時、場所、条件を含むすべての点で、商業上、合理的なものでなければならない。当該の転売は、違反のあった契約に関係するものと合理的に明確にされなければならない。しかし、当該の物品が存在することおよびその全部または一部が、違反前に当該の契約の目的物として特定されていることは必要でない。



(3) 転売が個別売買でなされる場合には、売主は、転売する意思があることの合理的な告知を買主に与えなければならない。

(4) 転売が公開売買でなされる場合、

(a) 目的物として特定された物品のみが売却されうる。ただし、同種の物品について先物の公開売買のため承認された市場が存在する場合は、この限りではない；そして

(b) その公開売買が合理的に利用でき、かつ、物品が腐敗しやすいか、急速に価値が低下するおそれのあるものである場合は別として、その売却は公開売買のための通常の場所ないし市場でなされなければならない；そして

(c) もし当該の売買に立ち会おう者がその物品をみることができない場合には、その売買の告知は、当該の物品がどこにあるかを記載したものでなければならず、かつ競落希望者が合理的な検査を行うことができるようにしておかなければならない；そして

(d) 売主も買い取ることができる。

(5) 転売のときに信義誠実に買い取る購入者は、たとえ売主が、本条の要件の1ないしそれ以上の規定に違反した場合であっても、最初の買主の権利に拘束されることなく、当該物品を取得できる。

(6) 売主は、転売によって得た利益を買主に支払う義務を負わない。売主の立場にいる者（第2-707条）または受領を適法に拒絶したか、正当に取り消した買主は、後に規定される（第2-711条(3)項）売主の担保権の額を超える額を支払わなければならない。

### 第2-707条（「売主の立場にある者(person in the position of a seller)」）

(1) 「売主の立場にある者(person in the position of a seller)」は、本人に対する者として、その本人もしくは売主の担保権に類似する当該物件の上に担保権またはその他の権利を有する別の者のために、物品の価格を支払ったか、あるいはその価格に責任を負うことになる代理人を含む。

(2) 売主の立場にある者は、本編に規定されたように、引渡しを差し控えるか停止させ（第2-705条）、再販売し（第2-706条）、付随的損害賠償を回復する（第2-710条）ことができる。

**第2-708条（受領拒絶または契約解除に対する売主の損害賠償請求権）**

(1) (2)項の場合および市場価格の証明に関する本編の規定（第2-723条）の場合は別として、買主による受領拒絶または契約解除に対する売主の損害賠償額の算定は、提供がなされたときの、その場所における市場価格と本編に定める付随的損害額を未払契約価格に加算したものととの差額であるが、売主の違反の結果として節約できた経費は差し引かれる。

(2) もし(1)項に定める損害賠償額の算定が、履行がなされていたならば得られたものと同程度の立場に売主を置くために不適切である場合、損害賠償額の算定は、売主が完全履行していたならば取得したであろうと思われる利益に、本編に定める付随的損害賠償額（第2-710条）、合理的に負担された適正な費用と認められる額、および弁済の貸方勘定または転売の売上金を加算した額とする。

**第2-709条（価格請求訴訟）**

(1) 支払日が到達したときに買主が価格の支払を行わない場合、売主は、次条による付随的損害賠償と共に、次のものの価格を取り立てることができる。

(a) 受領済の物品、または契約に適合する物品については、物品損失の危険が買主に移行したときから商業上合理的な期間内に損失の生じた、または危害を受けた物品、および

(b) 売主が合理的な努力をしても当該物品を合理的な価格で転売することができなかった場合、またはその状況が、そのような努力をしても無駄であることを示している場合、当該の契約の目的物に特定された物品。

(2) 売主が価格請求の訴えを起こす場合、売主は、当該の契約の目的物として特定され、なおその支配下に置かれている物品を、買主のために保持しなければならない。もし転売が可能になったとき、判決の執行前であれば、それをいつでも転売できる。当該転売の純売上金は、買主の貸方勘定とされなければならない。確定判決額の弁済をすれば、買主は転売されていない物品の権利を取り戻すことができる。

(3) 買主が物品の受領を不法に拒絶したか、取り消した場合、または弁済期の到達した支払をしない場合、または履行拒絶をした場合（第2-610条）、本条により価格を請求する権利をもたないとされた売主でも、前条により、受領をしないことに対する損害賠償を請求できる。

【訳注】 本条による売主の救済方法は、非常に狭く制限されている。買主が価格の支払いをしない場合、売主が訴訟によって弁済を強制するためには、物品を取り戻し、あるいは物品

の特定後に買主のためにその占有を保持し、転売を試みてから、売上金から経費（付随的損害金）を差し引いた残高が契約価格の弁済に不足する場合にのみ、この訴訟を提起できる。被告買主は支払能力がない場合が多いので、この訴訟は長引き、余り効率の良い成果を期待できない。しかし、倉庫に保管中の商品を大量に買い取る契約が成立し、その後に引取りをせずに買主が一方的に受理を拒絶した場合に、契約後に急激に商品価格が下落したとき、売主はその契約分について、下落した価格との差額を損害賠償として買主に求めることができる。ちなみに、本条は、物品の所有権が売主にはないのにその転売を売主に義務付けており、現実的な法理論によるものである。

### 第2-710条（売主の付随的損害賠償）

損害を被った売主に対する付随的損害賠償は、引渡しを止めるのにかかった、買主の違反後物品の輸送、注意および管理に、当該の物品の返還または再販売と関連して、あるいはその他の方法で当該の違反から生じた、商業上合理的な料金、経費または手数料を含む。

### 第2-711条（買主の救済方法一般；受領拒絶された物品に対する買主の担保権）

(1) 売主が引渡しをしないか、履行を拒絶した場合、または買主が受領を適法に拒絶するか、正当に撤回した場合、問題の物品に関して、また、違反が契約全体に関係するとき（第2-612条）はその全体に関して、買主は契約を解約することができる。また、買主は、契約を解約したか否かにかかわらず、弁済した価格を取り戻すことができるほか、

(a) 当該物品が契約の目的物として特定されていたか否かにかかわらず、その物品全部に関して次条により「代品を入手」し、かつ損害賠償を得ることができる。あるいは、

(b) 本編の規定（第2-713条）に従い、引渡しをしないことに対する損害賠償を回復することができる。

(2) 売主が引渡しをしないか、履行を拒絶した場合には、買主はさらに、

(a) 当該の物品が特定されていたときは、本編の規定（第2-502条）に従ってそれらを取り戻すか、または

(b) 適切な場合には、本編の規定（第2-716条）に従って特定履行または物品そのものの引渡しを受けることができる。

(3) 買主が受領を適法に拒絶したか、または正当に受領を取り消したときは、買主は、その代金として支払った弁済金ならびにその検査、受取、運送、管理および保管にかかった合理的な費用について、その占有または支配下にある物品に対する担保権を有する。また、その物品を保有して、損害を被った売主と同じ方法（第2-706条）によって、その物品を転売することができる。

【訳注】 本条は §2-709の裏腹に売主が契約を履行しない場合について規定したものである。買主は、売主を訴える前に「代品を入手して」損害を最少にするよう努力することが期待されている。

### 第2-712条（「代品の入手」；買主による代替物の調達）

(1) 前条の違反があった後、買主は、信義誠実に、かつ不当に遅滞することなく、売主が給付すべきであった物品に代わる代品を合理的に買い取るか、または買い取る契約を締結して、「代品を入手する（cover）」ことができる。

(2) 買主は、代品取得の費用と契約価格との差額に、後に定義される付随的または結果的損害賠償（第2-715条）を加算し、売主の違反の結果として節約することのできた経費を差し引いた額を回復することができる。

(3) 買主が本条による代品取得を行わなくても、買主が他の救済方法をもとめることを妨げられることはない。

### 第2-713条（引渡しがないことまたは履行拒絶に対する買主の損害賠償請求権）

(1) 市場価格の証明に関する本編の規定（第2-723条）に従い、売主が引渡しをしないことまたは履行拒絶をしたことに対する損害賠償は、当該の違反を売主が知ったときの市場価格と契約価格との差額に、本編に規定される付随的または結果的損害賠償（第2-715条）を加算し、売主の違反の結果として節約することのできた経費を差し引いた額である。

(2) 市場価格は、提供すべき場所の価格として算定される。あるいは、到着後の受領拒絶または受領の取消しの場合には、到着の場所の価格として算定される。

### 第2-714条（受領された物品に関する違反についての買主の損害賠償請求権）

(1) 買主が物品を受領し、告知（第2-607条(3)項）を与えたときは、買主は、履行提供が契約に適合しないことに対する損害賠償として、合理的な方法によって算定される、売主の違反から通常の過程で起こる出来事の結果として生じる損失を回復する

ことができる。

(2) 保証違反に対する損害賠償の算定額は、受領したときの、その場所における、物品の価値、および、もし保証どおりに履行されておれば当該物品がもっていたであろうと思われる価値との差額である。但し、特別の情況があり、異なった額の近接した損害賠償額が示されている場合は、この限りではない。

(3) 適切な事例であれば、次条による付随的損害賠償および結果的損害賠償も回復され得る。

### 第2-715条（買主の付随的損害賠償および結果的損害賠償）

(1) 売主の違反から生じる付随的損害賠償には、正当に拒絶された物品の検査、受理、運送および注意と保管に掛かった合理的経費、ならびに代品購入を行ったことと関連する商売上合理的な料金、経費または手数料、ならびに履行遅滞その他の違反に付随する他の合理的経費も含まれる。

(2) 売主の違反から生じる結果的損害賠償には、次のものが含まれる。

- (a) 契約締結時において売主が知っていたはずであり、かつ代品購入やその他の方法によって合理的に避けることのできなかつた、一般的または個別的要件と必要から生じた損失；および
- (b) 保証違反から近接して生じる人または財産に対する侵害。

【訳注】(2)項にいう「結果的損害賠償 (consequential damages)」は、Hadley v. Baxendale, 9 Exch. 341 (1854) の法理を条文の形で表現したものであると理解されている。

### 第2-716条（特定履行を求めるまたは占有を回復する買主の権利）

(1) 物品が唯一無二なものである場合、または他の特別な情況にある場合、特定履行の命令が出され得る。

(2) 特定履行の命令は、裁判所が公正であると思料するような、代金の弁済、損害賠償、またはその他の救済手段に関する諸条件を含めてもよい。

(3) もし合理的な努力をした後、買主がその物品の代品を入手することができない、または、かかる努力をすることができないことを情況が合理的に示している場合、もしくは、当該の物品が留保を付して発送され、かつ、その物品に対する担保権の弁済がなされたか、または供託された場合、買主は契約に特定された物品を回復する権利をもつ。個人、家族または世帯の諸目的のために購入された物品の場合、買主の物品

回復権は、たとえ売主がそのときに拒絶しておらず、または引き渡していない場合であっても、特別財産権の取得のときに発生する。

[1999年改正]

### 第2-717条（損害賠償額の価格からの差引き）

買主は、そうする意思を売主に告知したとき、契約違反から生じた損害賠償額の全部または一部を同一の契約によりなお弁済されるべき価格のいずれからでも差し引くことができる。

### 第2-718条（損害賠償の清算または制限；振込み）

(1) 一方の当事者による違反に対する損害賠償は、合意の中で確定額を定めてもよいが、違反により生じると予見されたまたは現実の危害、損害の立証の困難、および他の方法で適切な救済を求めることの不便もしくは不能であることに照らして、合理的な金額でのみ確定され得る。不合理に高額な確定額損害賠償を定める条項は、刑罰として無効である。

(2) 売主が、買主の違反を理由として正当に物品の引渡しを差し控えた場合、その者の弁済額が、

(a) (1)項に従って売主の損害賠償額を清算する諸条項によって売主が権利をもつ額、または

(b) かかる条項がない場合、契約により買主が義務を負う履行全体の価格の20%または500ドルのうち、低い方の額を超えるときは、買主は、その差額分の回復を得る権利を有する。

(3) (2)項により原状回復を求める買主の権利は、売主が次のことを証明した限度で相殺される。

(a) (1)項以外の本編の諸条文により損害賠償を得る権利、および

(b) 直接的または間接的に契約の理由により、買主によって受理された利益の金額または価値。

(4) 売主が物品の支払を受けた場合、その合理的な価値またはその再販売の売上金は、(2)項において弁済として取り扱われなければならない。但し、もし売主が、部分的履行において受理した物品を再販売する前に買主の違反を知った場合、売主の再販売は、損害を被った売主による再販売に関して本編で規定された諸条件（第2-706条）

に従う。

### 第2-719条（救済方法の契約による修正または制限）

(1) 本条(1)項および(2)項の規定並びに前条の清算と損害賠償の制限に関する規定に従い、

(a) 本編に規定する救済方法に加えて、またはその代わりに、合意で救済方法について規定することができる。また、買主の救済方法を物品の返還および契約に合致しない物品もしくはその一部の修理と取替えだけに限定したりして、本編により回復し得る損害賠償額の算定を制限または変更することができる。そして、

(b) 規定された救済方法を行使することは、当該の救済方法が明示的に排他的なものであることが合意されていない限り、選択的なものである。その合意がある場合、それが唯一の救済方法である。

(2) 排他的または制限付きの救済方法がその本質的な目的を実現できなくなるような状況がある場合には、本編に規定されるように救済方法も、得ることができる。

(3) 結果的損害賠償は、制限または排除が非良心的なものでない限り、制限または排除されうる。消費者物品の場合、人身傷害に対する結果的損害賠償の制限は、一応、非良心的なものであるとされる。当該損失が商業上のものである場合、損害賠償の制限はそうであるとはされない。

### 第2-720条（予見できる違反による請求権に基づく「解約(cancellation)」または「取消し(rescission)」の効果）

反対の意思が明瞭に表れているのでなければ、契約の「解約(cancellation)」もしくは「取消し(rescission)」または類似の表現は、予見できる違反に対する損害賠償の請求権の放棄または免責として解釈されてはならない。

### 第2-721条（詐欺に対する救済方法）

重要な不実表示または詐欺に対する救済方法は、詐欺でない違反に対して本編により利用できるすべての救済方法を含む。売買契約の取消しまたは取消しの請求も、物品の拒絶または返還も、損害賠償または他の救済方法を妨害したり、矛盾するものとみなされてはならない。

## 第2-722条（物品への危害に対して第三者を訴えることのできる者）

第三者が、売買契約に特定された物品を、当該契約の当事者に対し訴え得る危害を起すように取り扱う場合、

- (a) その第三者に対する訴権は、当該の物品に対して権原、または担保権、または特別財産権、または付保可能な利権をもつ、売買契約のいずれかの当事者にある。そして、もし当該の物品が毀損されたか、または横領された場合、訴権はまた、売買契約により損失の危険を負担する当事者または、その侵害以降、相手方に対し当該の危険を引き受けた者にある。
- (b) もし侵害のときに、当事者である原告が、売買契約の他の当事者に対して、損失の危険を負担せず、かつ、回復額の処分について両当事者間に取決めがない場合、原告の訴訟または和解は、その者自身の利権に従い、契約の相手方当事者のための受託者としてのものである。
- (c) いずれの当事者も、相手方の同意を得て、それに関係する者の利益のために訴えを起すことができる。

【訳注】 Ross Cattle Co. v. Lewis, 415 So.2d 1029 (Miss.S.Ct. 1982) は、この条文を解釈した指導的判例である。この事件では、原告Rossは、被告Lewisから400頭の牛を重量によって買い取る契約を結んだ。しかし、被告Lewisは現金を必要としており、その牛の一部を高値で競売に流そうとした。そこで、原告は、被告を相手に損害賠償（契約価格と高値の差額を含む）を求めると同時に、競売にかかわった第三者も訴追した。

## 第2-723条（市場価格の証明：時間と場所）

(1) もし履行期前の履行拒絶に基づく訴訟が、物品の若干の部分または全部に関して履行期の前に審理される場合、市場価格に基づく損害賠償（第2-708条）は、被害者が履行拒絶について知ったときに使われている当該物品の価格に従って算定されなければならない。

(2) 本編に定められるときまたは場所で使われている価格の証拠が容易に得られない場合、その規定されたときの前後の合理的期間内の、または商業判断上、または取引の慣例により、規定されたものに合理的に代わるものとして使えるものと思われる他の場所で行われている価格が、その他の場所へ、またはその場所から、当該の物品を輸送するのにかかる費用の適切な許容額を認めて、使用され得る。

(3) 本編に定められたもの以外るときまたは場所で使われている、一方当事者によっ



て提出された関連価格の証拠は、その者が相手方当事者に、裁判所が不公正な驚異を避けるのに十分であると認める通知を与えるのでなければ、またそのときまでは、許容されない。

### 第2-724条（市場付け値の[証拠としての]許容性）

確立された商品取引市場において、常時もちこまれ、かつ売却された物品の通常価格または価額が問題となる場合にはいつでも、公的出版物もしくは業界雑誌、または一般大衆向けに刊行されている当該市場の報告書として出版された新聞もしくは定期刊行物の中の報告は、証拠として許容されるものとする。かかる報告書の準備段階の刊行物は、その重要度の重みに影響することを証明することはできるが、その許容性は認められない。

### 第2-725条（売買契約の訴追時効）

(1) 売買契約違反の訴訟は、訴訟原因が生じたときから4年以内に開始されなければならない。最初の合意により、両当事者は、訴追時効1年以上の期間に減らすことはできるが、それを拡張してはならない。

(2) 侵害された当事者が違反の事実を知っているか否かにかかわらず、訴訟原因は違反のときに生じる。保証の違反は、引渡しの提供がなされたときに生じるが、保証が明瞭に当該物品の将来の履行に拡張され、かつ、その違反が当該の履行の時まで待たなければ発見できない場合は、訴訟原因は、当該の違反が発見されたとき、または発見されたはずのときに生じる。

(3) (1)項により制限された期限までに開始された訴訟が、同一の違反に対する別の訴訟による救済方法を利用できるようにするために停止された場合には、当該の別の訴訟は、その制限された期間後で、最初の訴訟の停止後6ヶ月以内に開始され得る。但し、その停止が、任意の訴えの取下げの結果、または訴追しないことまたはその過失による却下の結果である場合は、この限りではない。

(4) 本条は、出訴期限の時間の経過に関する法を変えるものでもなければ、また本条は、本法が実施される前に発生した訴訟原因に適用されるものでもない。